

令和元年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年9月19日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月19日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進課	北條 寿文		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全 課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	環境課長	石原 己樹
		子ども課長	舘林 久美	保険医療 課長	不破 生美
		介護支援課	後藤 雅幸		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	福谷 光芳		
	上下水道部	次長兼 下水道課長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖
		総務課長	黒川 康治		
	教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
給食センター 所長		寺本 章人	生涯学習 課長	松井 督人	

	委員長 及び委員	監査委員	平野 正雄		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成30年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和元年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に第2回議会運営委員会報告書が配付してありますので、お願いします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の皆さん方に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月12日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

9月12日に行いました議会運営委員会につきましてご報告させていただきます。

お手元に資料があると思います。

一番上ですけれども、意見書の審議結果についてであります。

採択することになった意見書、1番目にありますけれども2件ございまして、1件目、アは、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書、イ、国の私学助成の拡充に関する意見書、以上2案件が採択となっております。

2番目は不採択となりました意見書ですが、これも2件ございます。

1番目、アといたしまして、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書、イの国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止に関する意見書、以上2件が不採択となっております。

3番目は継続審議とすることになった意見書であります。これは、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書でございます。

以上が意見書の取りまとめについてであります。

2番目ですが、令和元年の第4回(12月)定例会の日程についてであります。

別紙会期予定表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会ですけれども、まず、11月27日開催ということになります。また、12月3日、4日開会、あるいは全協ということ。9日常任委員会、12日、13日一般質問、18日閉会、このような会期予定表となっております。

3番目、その他であります。1番目といたしまして、議員総会の開催についてであります。9月25日水曜日、本会議終了後、協議会室におきまして議員総会を開催いたしまして、

議会部会でありますICT推進部会からの報告が行われます。

2番目ですけれども、12月の議会議案の説明会の開催についてです。

11月19日火曜日ですが、午前9時より、3階協議会室において行います。

3番目のその他ですが、アといたしまして、議長から議会報告会の反省会というのが過去行ってないわけでありまして、議会報告会の反省会を行ってはどうかというご提案がありましたので、11月19日火曜日に議案説明会の終了後にしましょうというようなお話になりました。

また、イですけれども、蟹江町の商工会のほうから、11月19日火曜日午後4時30分より、議員との懇談会及び懇親会をしたいという旨の連絡が事務局にありました。これにつきましては、各議員に正式にそのご案内が行くものと思っておりますのでお願いいたします。

以上、ご報告を終わります。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

これより決算審査に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いいたします。

質疑をされるときは、まず決算書のページ数と科目を言ってからお願いします。また、質疑及び答弁は努めて簡潔明瞭にさせていただき、スムーズな議会運営にご協力をお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第1 認定第1号「平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、16ページから43ページまでの質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

歳入でしたよね……

○議長 安藤洋一君

歳入です。

○2番 板倉浩幸君

決算書の16ページの町税について少し伺いをいたします。

この町税、個人と法人税……特に町民税のほうです。

これ、個人と法人があるんですけど、個人については実績報告書の中でも過去の推移が載っているんですけど、個人の町民税自体は横ばい、これ、ふるさと納税の関係があつて何とも言えないんですけど、本来ならふえているはずがふるさと納税で横ばいという傾向がある。その確認と、あと法人についてです、今回。この法人なんですけど、今、蟹江町で法人で法人の町民税払っているのが1,100ぐらいあると思うんですけど、その中で、若干、実績報告の中でも、28年度から見てもどんどん減ってっているんですよ。この点についてどのような状況で減っているか把握しているのか、その点についてお願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、2点ご質問をいただきました。

まず、個人住民税のほう横ばいですが、ふるさと納税との関係で実際にはどんな感じかということですね。

まず、ふるさと納税の減収分が平成30年度は約4,000万円、平成29年度の減収分は約2,900万円、その差額で約1,100万円の差額がございます。

あと、現年度の個人住民税で見ますと、平成29年度と平成30年度で約1,000万円の差がありまして伸びておるといこととでございます。もしふるさと納税がなければ、実質的な伸び率というのは、その1,100万円と、その1,000万円を足した2,100万円が実際に伸びている数字ということになると思います。

あと、法人町民税が減り続けているということですが、実際、これちょっと過去のデータから見ますと平成27年度がピークでして、このときが4億1,400万円ございました。平成28年が3億6,000万円、29年が3億5,800万円、30年が3億3,500万円ということで、27年から見ると減っているようなんですが、もっとさかのぼりますとその前もかなり増減がございまして、24年度が3億7,600万円、25年度が3億1,300万円、26年度が3億8,000万円というふうで、年によって数千万単位で増減していることがわかると思います。

これが、景気がどうかそういうものではなくて、それぞれの企業様のご事情とかもあると思うんですけども、蟹江町の場合、法人税割を払っている企業が約4割ほど、4割弱ぐらいでございます。その中で、特に上位のところ下位のところというのがございまして、上位のところだと、1社当たりでも数百万円単位の増減が毎年ございます。そういったものの積み重ねによりまして結果がこういうふうになってしまうということですので、業績としましてもちょっとそれぐらいしかできなくて、なかなかこれが、蟹江町の景気がどうかそういうところまではちょっと言えないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

どうしても町民税、歳入に対して占める割合が多いということでちょっと聞いたんですけど、個人的に……個人の町民税自体、ふるさと納税引くと29年と30年で2,100万円ぐらい、ちょっと、もうちょっとあるかなと。だから、ふるさと納税がどうのこうのって言い出すともう切りがないからちょっと控えますけど、法人税について、確かに企業の設備投資の関係で決算上もうけがなかったよというのいろいろあって、蟹江町自体、今法人税払っているのが大体1,100社、そのうち4割ぐらいだということで、あとは本当に均等税しか払っていない事業者だと思います。

そういう意味で、小さい企業がやはり多いということがわかるんですけど、だから一概に景気に左右されるとは私も思うんですけど、なかなか法人でピークが、確かに27年、4億1,400万円ほどあったみたいですけど、徐々に減り続けている原因が、ちょっと、もうちょっと把握できたらいいのかなと、その辺微妙だと思えますけど、ちょっと、もう一度お願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今後どうなっていくかということもなんですが、先ほども申し上げましたとおり、この増減というのが、蟹江町の場合、蟹江町の中で払っていただいている、例えば数千万単位の納税されている方もみえますし数百万単位の企業様もおみえになるんですけども、そういった会社が増減することによってかなり影響を受けている状況でございます、例えば来年、今年度とか大幅にふえたり減ったりということがまた数千万単位で起こるのかなというふうには思っております。

分析というふうにおっしゃいますけども、なかなか予測は立てづらい税目かなというふうには考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

予測難しい。確かにそうです。

蟹江町は法人税に特化している、占める割合がとても多いわけじゃない。隣の飛島なんかほとんど法人税で占めている割合が多いんで、法人が、本当、景気悪くなったらうちなんかやっていけないって、よく飛島なんか言っている状況で、今後、蟹江町自体、その辺の景気判断も含めながら、国的には景気は上り調子だという判断もしていますけど、中小零細企業の実情もやはり把握しながらやっていただけてますようお願いをいたします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、給食センター所長、生涯学習課長の退席と安心安全課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前9時14分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時15分)

○議長 安藤洋一君

歳出は款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、44ページから47ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、46ページから103ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

87ページの災害対策費7万520円についてお聞きします。

成果及び実績報告書を見ますと、平成30年7月の豪雨に関して広島県に職員を派遣されているみたいですが、人的支援とタイトルあるんですけども、業務内容は調査とありますので、この豪雨の報告書みたいなものをホームページで見るとしっかりとした報告書ができてますので調査に行かれたのかなと思うんですけども、支援とあるので、どちら、どのような業務をされたのかということ、豪雨自体は7月上旬ですけれども派遣期間は7月27日から31日ということで、下旬に行かれていますので、そのあたりも含めてどのような内容だったか教えていただきたいのと、あと、事業効果に関して、災害対策の効率化、効率的な見直しを行うことができたというふうにあるんですけども、具体的にはどのような効率化をされて見直しを行われたのか教えてください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、災害対策事業費についてお答えをいたします。

この災害対策の事業につきましては、平成30年の7月豪雨による人的支援というところでありまして、これは愛知県からの依頼に基づきまして当町の職員1名を広島県の東広島市に派遣をいたしました。派遣期間につきましては7月27日から7月31日の5日間となっております。業務内容につきましては、家屋の被害認定調査というところでありまして、今まで蟹江町を通しましても被害認定調査に出しているところもありまして、今回もそのような派遣となりました。

事業効果のご質問のところでございますが、被害認定調査、実際に被害の現場に行きまして、どのような形で被害認定調査を進めていくかというところを体験することによりまして、今後の当町でのそういった被害調査に役立つというところを再認識できたというところであ

ります。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

わかりました。

ちなみに……ちなみにというかあれですけど、ことしの千葉のほうはまたこういうようなことをやられる予定とかがあるんでしょうか。

○安心安全課長 高塚克己君

ご質問にありました、先ほどの台風15号による千葉県の被害のところだと思いますけれども、まず始めに、今回千葉県は、ボランティアに関しましても近隣のところからというようなご要望でございます。自治体の職員につきましては、まだ県からも何も打診がないようなところでございますので、今のところ様子見というところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

87ページにあります防災無線に関してですけれども、蟹江町の同報系防災行政無線等の整備工事ということで大きくこの防災無線が変わったと思うんですけれども、この新しくなったその防災無線のほうで、従来と違って役所としてはどんなメリットがあったんだろうなど。どんなふうな変化がこれによってあったのかということですが、一般の町民のほうもこの利用に関してはちょっと違う感覚で、内容を電話で聞くことができるだとか、いろいろちょっと変わった面もございますけれども、実際のところこの評価ですね、町民の評価も含めて、これはどのような変化があり、メリットもあったのかということをお伺いします。

それからもう一点は、防災というのは今大変に重要な課題で、日本全国あちこち災害だらけというような感じになっていますので大きな問題だというふうに思うんです。

蟹江町もこの取り組みをいろいろしていると思いますが、その中で、新聞等で見ますと、どこどこ蟹江町は協定をして、災害時に何が何がどういうふうにできるようになっているんだよとかというようなことを新聞記事だけで何という件数もあるんですね。それで、町はよその市町を含め、民間の企業も含めて、どういう協定がどれだけされているかというその全体像というものは全然わからないんですね、私たちとしてみると。そして、過去には高層住宅について協定をするというようなことも進められておりましたので、今も進めてきていると思うんですけど、それが実際、きょう時点というか現時点でどれぐらいのことになっているのかということについても全体像というのはちょっとわからないわけですね。ですから、今すぐ出してくれという意味ではないですが、どういう契約をどことして、災害時にどんな支援を受けられるのかというようなことについて、今時点でもいいんですけど、新聞だけで知るといってもなんかいけませんので、全体像を、協定に関するものを示してい

ただけたらなというふうに思います。

以上、2点お願いします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、まず最初のご質問ですが、同報無線、新しくしたメリットというところについてのお答えをいたします。

同報無線ですが、既存のものが30年経過したというところで、昨年度新しくさせていただきました。デジタル化というところで、非常に音の届き具合というところも性能もアップいたしまして、町民からも好評を得ているというところでございます。

議員おっしゃったとおり聞き直しというところのお話ですが、まず、同報無線の聞き直し伝言ダイヤル、一般の電話から同報無線ダイヤルにかけていただきますと、同報無線で流した内容をまず聞けるというところが1点ございます。もう一つは、同報無線で流した内容が町のホームページに反映されましてホームページ上でも確認できるというところがありますし、議員方、皆様方が多分登録されております緊急メールですが、町の、そこにも反映されて、同報無線で流した内容がメールでも確認できるというところがございますので、同報無線が聞き取れなかった場合に確認をできる方法が多々あるというところで、非常によい事業ができたなと実感をしております。

それから、2点目の協定のお話ですか。協定のお話につきましては、まず現在のところ、当町は一般の企業とかそういった団体とか、諸々で六十数カ所との協定を結んでおります。

協定の内容といたしましては、生活の物資でありますとか、あとは輸送関係、あとは、議員おっしゃられたとおりの緊急避難場所。一般の会社だとかマンションとかですね。町が協定を結んで緊急避難場所としての受け入れをしていただくというところもございますし、町と直接結ばずに、地域の町内会さんとやっているところもございます。そういったところで六十数カ所とやっておりますが、公表といたしますか皆さんに知らしめるというところがございますけども、その点につきましては蟹江町の地域防災計画の中に全て載っております。というところで、そこを確認できない方に関しましては町のホームページ等々で今後掲示をするというところを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

防災無線に関してですけど、今言われたように、機能が従来と違ってよくなっている部分が……利用の仕方が違う。ただ聞くだけで、聞こえんだとか聞こえるだとかっていう議論のほかに、それを、今言われたようにいろいろな利用の仕方があって、中身を確認したりいろいろ町民の側からすると利用の仕方の幅が広がっているということだと思っておりますけど、そのことについてもう少し町民に周知徹底していかないと、ちょっと、従来どおり聞こえる聞こえないの話だけに終わってしまうと、災害時にはちょっとどうかなということをお

うんですね。電話したりできるよと言っても、ああそうなのみたいな感じだし、いろいろな面で浸透はまだしてないかなというふうに思いますので、その点についてももう少し浸透すべく、単なる広報で、議会だよりで……いや、議会だよりじゃなかった。町の広報で言うだけとかいうようなことではなしに、ホームページとかそういうふうなものは利用する人というのは限られ……限られているというか若い人は利用するかもしれないですけど、高齢になってくるとそういうことも少ないですから、もう少しこの、変わったことによってどのように利用できるんだよというその利用できる利用の仕方についての周知はもうちょっと必要ではないかなというふうに考えておりますので、その点についてちょっと検討をいただければありがたいと思います。

それから、今言われました、町が災害時に結んでいるその協定について、各種あるよ、69もあるよという、今お話があったんですが、これを、ホームページにも載っ取るいろいろなことで紹介しているという話なんですけど、議会ですので、議会に対して、やはりこういうふうにやっていますよということは、一覧表でも何でもいいですけど出していただく必要があるんじゃないかなと私は思うんです。

そこに、例えばパンのこともよくわかりませんが、パンだの、設楽町がなんじゃらかんじやらってよくわかりませんけれども、そういうことで、どのようなその協定によってどのような支援が得られるという話をしているのかということにつきましては、議会ですから議会に、一覧表でもよろしいので出してもらう必要があるんじゃないかというふうに私思いますので、ぜひ議会に、その中身について提出していただきたい、お願いして、以上です。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

2点ほどお伺いをいたします。

まず1点は、71ページのお散歩バスについて、1つお尋ねをいたしますけれども、お散歩バスもいろいろ停留所の関係で試行錯誤されて、今4万2,000人ぐらいの年間利用者があるというふうに書いてありますね。決算額でいきますと1,200万円ぐらいかかっておるということで、これ無料なんですよね。ずっと無料でやってみえるわけですけども。そろそろこれ、多少なりともいただかなきゃいかんのではないかなというふうに思うんですけども、そのところどうお考えか1つと。

もう1つは、81ページの防犯カメラの件ですけども、今回も北新田ですか、の公民館に1基10万円補助ついたということでどんどん防犯カメラもふえてきておりますし、社会現象として、本当にこの防犯カメラがないと事件の解決につながらないというような今現状であります。本当に蟹江町の中で、公共施設は別として、県道……県道は県がつけるあれですが、町道とかそういう一般的なところにどれぐらい今防犯カメラが設置してあるか。この2点をお尋ねいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

お散歩バスの件につきまして、ふるさと振興課のほうからご回答させていただきます。

平成30年度お散歩バス事業の決算ですけれども、約1,180万円ほどになってございます。これにつきましては、昨年度、ちょっとバスのほうの更新をさせていただきました。それで、6月に新しいリース会社と契約させていただいたんですが、バスをつくるのに半年ほどかかったということで、若干経費がかかったというところがございますのでご理解をいただきたいと思います。

あと、バスの乗車料金の話でございますけれども、昨年リースに変えまして、今後、利用者の方からワンコインなり100円なり200円なりというふうな形で負担をしていただこうということがございますが、それにつきましては、今政策推進室のほうで公共バス運営協議会という形の協議会を立ち上げてやっていかないかなというところで検討会を開いておるところでございますので、もうしばらくお待ちをいただければというふうに思います。

以上でございます。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問のございました防犯カメラについてお答えをいたします。

まず、町が管理をしております防犯カメラは、公共施設及び道路とか合わせまして43台ございます。このうちの20台ほどが私どもの安心安全課で管理をしておるものがございますが、その中で、議員おっしゃいました道路に関しましては5台ほどでございます。あとは公共施設から外を映すような形のものが15台ほどあるというところがございます。

それと、補助金を補助いたしまして、町内会だとか民間の公共のマンション、駐車場等々に設置してあるものが6台、7台ございます。それ以外に、一般の商店だとか会社とかにあります防犯カメラについては、蟹江警察に問い合わせますと、防犯カメラが設置をされていない空白地帯についてはお答えをしていただけますが、どこどこについているというところは教えてはいただけない状態でございますので、その辺につきましては把握をいたしておりません。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今の防犯カメラの件は、今の話、空白地帯は把握をしておるということですので、そういうところには積極的に、つけられる範囲でやっていただきたい。あまり僕も監視社会というのはあまりよろしくないと思うんですけども、このご時世、やはりどうしても監視カメラというのは必要になってきておると思いますので、十分対応していただきたいと思います。

お散歩バスですけれども、今回も議案の37号で、公共施設ですね、蟹江町の運動場とか体育館とか貸し会議室とか、そういうものが、今の消費税増税に伴うという言い方で値上げをされます。値上げをされるという提案が出されております。それも20%近い、大体20%近い

値上げになっておると思っています。今回消費税上がるのは2%ですよ。理由として、10年来上げていないと。5%から8%のときには上げさせてもらっていないと。今回10年ぶりに上げさせていただくと。それにしたって5%ですよ。それが、今回20%に近い上げ幅ということはもう間違いなくこれは便乗値上げと言ってもおかしくない、そう思っております。

それで、説明を聞きますと、受益者負担という言葉がしきりに出されたわけですね。受益者負担をしていただかなければ困るということで値上げをするということを言われた。でしたら、今回のバスですね。バスもずっとこれ、やり出してから何年ですか、これ。十何年。お散歩バスね。ずっと無料ですよ。お散歩バスは受益者負担は必要ないんですか。その辺がやはり中途半端な考え方だなと僕は思うわけですね。

今回、利用者が4万2,000人ですか。ということは、100円いただくと420万円出るわけですよ。この間の協議会での説明は、今回、会館を、いろいろな施設を上げるに当たって210万円ぐらいの収入があるという説明を受けました。ということは、210万円足りんから今回上げさせてくれと。20%上げさせてくれという理解だと思っています。でしたら、それを上げずに、今のお散歩バスで100円なりの受益者負担をいただければ十分賄うわけですよ。そのところどういう考えでおみえですか。総務部長やね。

○総務部長 浅野幸司君

では、使用料の絡みも含めてお散歩バスのご質問にお答えをいたします。

今回、今、議員ご指摘のように使用料のほう、約10年ぶりに改定をさせていただくところのご審議をいただいております。使用料のご説明をした中で消費税云々というご説明もしたんですけども、やはり、今の公共施設等の総合管理計画に基づいて中長期的な公共施設の維持管理も含めて、やはりそういう意味で、経費の部分も多少なりとも将来見込まなあかんということも含めて、あわせて消費税の、今回、この10月に上がるこの時期に、算定基準、使用料を算定するための基準、蟹江町としての基準を定めながら今回改定案をお示したところでございます。決して210万円の収入云々という意味のところではございません。もう少し大きな部分のところの、町としての今後の方針にかかわるところの方針立てをしながら今回上程をしたものでございます。

お散歩バスの今の有料化につきましても、非常に、今、全国的にそういった諸収入、いわゆる税外収入、税収入以外の自主財源の確保というのは非常に、今喫緊の課題でございます。蟹江町にとっても、これ将来、蟹江町の財政運営をしていく上でもこういった税外収入をいかに確保するかというのは非常に、財政当局として最重要課題と捉えております。

したがって、お散歩バスの有料化につきましても、これは有料化することになると、非常にこれはいろいろな検討をしながら、いろいろな有識者のご意見を頂戴しながら、最終的にどうするかという方向立てをしなきゃいかんところの、今ちょうど検討の最中でございます。議員からのご意見、しっかり受けとめさせていただきまして、町全体の使用料等の税

外収入の確保に鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

片や、まだ検討させてもらう。片やぼんと上げちゃう。それはやはりおかしいですよ、話として。筋として。全体をもうちょっと考えて、いろいろな方に聞いて、我々にも聞いて、今の会議室だそういうものが、お金が値上げしなきゃいかんならもうちょっと慎重にやってくださいよ。じゃないと、片やずっと……同じですよ、条件は。生涯スポーツ、生涯学習です。そういう人たちがみんな、小さい人からお年寄りの方まで使う施設。車だってそうですよ。お散歩バスだってそうですよ。みんなが使われる。一緒ですよ、使うことに関しては。だったら、片やただだ。片や20%も上げる。それはやはり不公平ですよ。だったらもう少しやり方はあると思いますよ。

今210万円のこと言って、それは違うって、確かに違うでしょう。違うと思いますけれども、本当に、片や20%ですよ、大きいですよ、これ。これも間違いなく10月から上がるんですよ。たかが2%ですよ。たかが2%でされど2%ですよ。それがまた使用料が2割以上上がっちゃうって言ったら……2割以上、2割近く上がっちゃうといたら大変ですよ、これ。使う人たちも。みんながやはり安い料金で、みんなが公平に使えるような施設。バスだって、やはり多少は、これ上げるに伴い、バスもやはり、皆さん受益者負担でちょっとお願いしますよということになってくるのが普通だと僕は思うんですよ。こっちは今検討だ、会議室やそういう施設は黙ってぼんと上げるわって。それはちょっと、僕は不公平だと思いますけども、どうですか。

○総務部長 浅野幸司君

今、議員のご指摘、不公平だというお話でございますけれども、私どもとしましては、今の申し上げた自主財源の確保の面等々も含めて、できるところから始めようというところがございます。ですので、全く、お散歩バスほかいろいろ収入ございますけれども、そちらのほうは全く度外視しておる訳ではございません。できるところからしっかり、少しずつ詰めていこうというところがございますので、しっかりご意見のほう頂戴しましたので、今後の検討の課題と、最重要課題とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

お散歩バス、ちょっと黒川さんが、僕も聞こうかなと思ったら黒川さんも聞いたんですけど、ちょっと僕としては、確かに公共施設の議案が今回上がって、それとは別のものかなと僕は思いまして、受益者負担で利用する人から取れという、それも無鉄砲だと思いますし、今までお散歩バス、確かに無料ということで利用者も着実にふえていると思います。

そんな中で、確かに町民の方から、お散歩バスって有料になるのってよく聞かれます。ワ

ンコインでなるのって。もう決まっておるのっていうことも聞かれるんですけど、隣の自治体でも有料化、弥富でも有料化していますし、でも利用者がいないという問題もありますので、有料にするか無料にするか、本当に、今回公共施設の値上げはぼわんと、本当、2割の上程されているんですけど、お散歩バスについても本当に慎重に判断してもらいたいと思います。今まで無料、多世代交流施設のお風呂にしても今まで無料が200円、高齢者が200円になったときでもいろいろ賛否がありました。いいと、200円払ってでも、きれいになったし使いやすく利用しやすくなったという人もいますし、若干お金がかかるようだったからもう行かないという人もいます。もう、そういうこともやはり、アンケートとるのはちょっと別として、慎重に判断してもらいたいと思います。

2問目として、今回質問したいのが、69ページの、毎回聞いているんですけど、平和祈念事業について少しお伺いをしたいと思います。

平和祈念事業なんですけど、ことしも開催されて、昨年8月25日に、参加者84人ということで……平和リレートークの話なんですけど、84人なんです。この内訳にしても、ほとんど……行政側もいますし議員さんたちも来ていらっしゃる。あと、中学校の親御さん、発表者の親御さんとか。そういう面で、実際住民に本当に平和の事業を浸透させているのか。ちょっといささか疑問点が残る面があります。今後その点について、もう、もっとリレートーク、これで何回……リレートークになったのが3回、ことしで3回目ですね。その前の映画鑑賞とかもあったんですけど、なかなかやはり戦争体験者の話とかも聞けるという、とてもいい提供だと思しますので、その点について考えを聞いておきたいのと、あと、中学校の平和祈念の広島派遣事業、毎年これも本当、蟹江町も、やっていない自治体のほうが多いんですけど、これについては大変評価するんですけど、毎年10名ということで、この点について、30年度についてもちょうど記念式典の5日、6日ということで10名行きました。

この中学校……両校5名、5名で、あと引率者と行政側がついていくと思うんですけど、これについて、人数がもうちょっとふやせないのか。あと、この中学生にしてもどの中学生が行っているというか、どの生徒が行っているのか。ちょっとその辺についてお願いいたします。

それと、もう一点なんですけど、93ページの、さっき町税について聞いたんですけど、徴収事業についてもう少しちょっと聞いておきたいと思います。

どうして聞くかというのと、よく自営業者、この議員さんたちも自営業者の方多いんですけど、自営業をしていると税務調査って絶対あるんです……絶対っていうわけじゃないですけど調査があります。調査があった場合に、修正申告等、異議申し立て、いろいろあるんですけど、仮に修正申告で3年、5年さかのぼられて税金が発生した場合、これって……それに伴い町税も発生します。町県民税発生するんですけど、過去3年、5年分について一括納付をお願いしているのか、その点についてお願いいたします。国保税についても同じだと思います。

ますけどお願いいたします。

○政策推進課長 北條寿文君

まず最初の2問ですね。平和について2問いただきましたのでお返事いたします。

まず、平和の推進の方針ということですが、今いろいろとお話しいただきましたとおり、ここ5年ぐらいの間はかなり事業の中身を改善してきております。我々としては、きちんと今、8月を蟹江町の平和強調月間と捉えて、8月の最初に、今おっしゃっていただいたとおり中学生の派遣を行う。これは広島平和記念式典に派遣をするというところが1つの肝になっておりますので、その方針は今後も続けていきたいというふうに思っております。

それを受けて月末にその派遣の報告。報告のみならず、語り部の方、実際戦争の体験者を呼んでご講話をいただき、そしてまた平和に関する音楽を聞き雰囲気をつくっていただくというのが今リレートークなんですけども、ちょうど今その流れをつくったところでもありますので、この事業についてはまた今後も引き続き行っていきたいと思っております。

啓発については、先ほど八十何名という出席者のご指摘もいただきましたが、なかなかお祭りのような楽しい事業ではありませんので、皆さんがこぞって来るという性質のものではないということだけのご理解いただきたいと思います。ただ、中身については、平和都市宣言をしている町として、きちんと皆さんに周知をすべく、広報での掲載、あと、1カ月間図書館の中で原爆パネル展というものも行いながら、皆さんがいつでもごらんいただけるという周知も行っておりますし、あと、リレートークについては、ただ広報とホームページに掲載するのみならず、各公職者の方にダイレクトメールを送らせていただいてご案内を差し上げたりというところで手を尽くしておりますので、引き続きここもしっかりと強化して行ってまいりたいと思っておりますので、ぜひまたPRのほうもあわせてご協力いただければと思います。

あと、派遣につきましては、先ほど申し上げたとおり、これは平和記念式典に派遣をするということが1つの肝になっておりますので、式典の参加できるキャパ、収容人数も限られております。ですから、こぞって何十人もということでは枠がとともとれませんので、したがって、両校、中学校の生徒会の代表ということで5名ずつ出席をしていただいております。まさに今年度については、ちょうどきのうでしたけれども、両校の文化祭におきまして、代表で行っていただいた生徒さんが文化祭の中でその報告を全校生徒の前で、平和の報告ということで派遣事業の報告をしていただいております。ですから、限られた10名ではありますが、その10名の子たちがリレートークで町民の皆様へ報告をし、そしてまた、学校の中でも全校生徒に向けて発信をしていただいておりますので、そういった形をしっかりと今後も続けていきたいということでご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました、修正申告を3年とか5年とかさかのぼってされた方の町県民税

が、また当然さかのぼって課税されますので、そういった方にどのように徴収するかというご質問でございます。

当然の話ではございますが、例えば3年分とかさかのぼって課税するわけですが、今年度課税ということであれば今年度の納期限が設けられておりますので、その日までに納めていただくことになります。ただ、現実的な話としまして、そういう方は税務署にもかなりの金額を納めなければならない。町のほうにもかなりの金額を納めなければならないということで、預金もなく本当に払えないという状況であれば、相談に来ていただければ分割納付の話とかはできると思いますので、その辺は実情に考慮をして対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

最初の平和記念式典の事業についてなんですけど、あと、原爆のパネル展もやってますよね、図書館で。たまに僕も見に行くと、ほとんど見ている人がいないんですけど、その辺、年間、これ、どんな件数というので、1カ月ぐらいやって……1カ月やってますよね。どのくらい見に来てくれる人がいるのか、このパネル展を。状況を判断しているのかお願いしたいのと、確かに、5名、5名、生徒会の代表ということで、代表が生徒会ということで行くんですけど、何で聞きたかったかっていうと、普通の一般、一般の生徒って言っちゃいかんね、行きたい人が、行きたい子がいるんですよね、中には。でも行かしてもらえないということでもちょっと聞きたかったんですけど、そういう意味でもキャパ的な問題もいろいろありますけど、そういうことも、行きたいと言っている子をもうちょっと加味するとか考えてほしいのと、あと、リレートークについては、本当は一番貴重なことで、平和都市宣言も蟹江町の中で平和の尊さということで、原爆、特に広島原爆で被爆者の方のお話は、本当泣けていくんですよね。そういう意味で、確かにこの、ちょうど実績報告書でも語り部で平成30年に来た恩田さん、理事長なんですけど、この方ももう亡くなられちゃって、そういうことでどんどん被爆者の方が亡くなっていくということを、ちょっと胸にしみる思いがあります。

今後、大っぴらに宣伝しろというわけじゃないんですけど、もうちょっと周知、ホームページだけでなく周知、役場にもポスター張るとか何かして、ちょっと、もうちょっと周知をお願いしたいと思います。答弁あったら結構です。

あと、徴収事業について、確かに国保税についても町県民税についても一括納付、3年、5年で、国税も発生して消費税も修正申告すると、もう大変な金額になるんですけど、その上、町県民税が1カ月後ぐらいに送られてくる。とても払えないって。よく税務課長と話して、今まで、調査を受けるんだから払えるでしょうという話もたまにはするんですけど、そういうことじゃなくて、本当に払えない人にどういうことかということで分納誓約、分納

のお願い、相談にしてくださいということなんですけど、こういう人たちこそ、僕も今回、ちょっと一般質問でもした申請型の換価の猶予を、こういう人こそ適用しながら延滞金の減免・軽減もできますのでうちちょっとお願いしたいと思います。それについてお願いいたします。

○政策推進課長 北條寿文君

まず、前段の平和についてご答弁申し上げます。

パネル展の人数の把握ということでしたが、皆さんに気楽に見ていただけるように、特別、必ず名前を書いてというふうなことはしておりませんので、自由に回遊していただくという形をとっております。

そんな中で、我々、ご協力いただける方ということでアンケートをその現場に設置しております、中には気のある方が、性別とどこから来たかということですね。町内なのか町外なのか。そういった程度で名前は書いていただいておりますが、そのアンケートですと、ことしについてはご協力いただいた方が30名ほどです。過去に一番多かったときで50名ほどだったと思います。

そんな中で図書館のほうにも我々感触を確認しておるんですが、割りと、夏休み期間ですので多くの方が上に上がり回遊していますよというような声も確認しておりますので、大体把握している中の5倍程度の数字の方はごらんいただいているんじゃないかなということをつかんでおります。

あと、記念式典への派遣ということですが、なかなか行きたいという声をいただけるというのは非常にありがたい、うれしい声だと思います。ぜひそんな子たちに、学校の中での報告、町の事業での報告を聞いていただき、気持ちを高めて、ご家族で、もう少し大きくなったら自分でということになると思うんですが、なかなかそういう方々に単独で予算化するというのも難しい状況にありますので、先ほどの前段で申し上げたとおり、記念式典の中に参加できる枠も限られているという中で、何とか学校さんからご推薦いただける代表の生徒、そこを通じて気持ちを高めていくというところに我々も力添えをさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました、さかのぼって修正申告をした方が一度に納税できないので換価の猶予とかそういった納税の緩和制度が使えるかというご質問でございます。

これ非常に難しい質問なんですけども、換価の猶予といいますと、まず条件としまして、納税について誠実な意思を有することというのがございます。果たして、今まで申告すらしなかった方が納税について誠実な意思を有するというのが言えるのかどうかというところがまず私は疑問に思っております、もう1つの条件としまして、一時に納付することによ

り、事業継続または生活維持を困難にするおそれがあること、もう1つが、他の税の滞納がないことというのがございます。そういった条件……その後の2つの条件は当てはまる可能性はあるんですが、一番大前提である誠実な意思というところでちょっと引っかかるところがございますので、やはりどのような経緯でそういう修正申告を行ったかというところ、本当に誠実に申告はしてたんだけど、これが、経費が認められなかったとか、そういった事情、それとも全く不申告だった人。全く不申告だったという人は明らかに納税の意思はなかったのかなというふうには考えております。その人その人のまた、やはり内容を聞いて実情を考慮する必要があると思います。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

平和祈念事業については引き続きお願いしたいと思います。

あと、徴収については、申告が無申告、確かに今無申告で修正に応じるという方も、確かに僕も相談受けるんですけど、そういう人は、確かに承知で申告してなかった人もいますし、今まで勤め人だったサラリーマンで、申告するのなんか、そんなことをする必要があったのという方もいますので、その辺、状況を判断しながらでお願いしたい。

あと、実際の話、納税の意欲、確かにその辺はそれぞれ納税者にとってはあると思うんですけど、相談に来る人自体は納税の意欲あると思いますので、そういう申請型、納税者から申請できる換価の猶予というのができたんですから、せっかくそういういい制度をもうちょっと、昨年、今回の一般質問の答弁でも1件だということですので、もうちょっと利用して、もうちょっと活用していただきたいと思います。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、102ページから137ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

まず、105ページの福祉医療事業について少しお伺いをいたします。

実績報告書だと詳しくは47ページに、精神障害者の医療費ということであります。

事業費全体1億3,600万円ということであるんですけど、これについて昨年10月から、ちょうど書いてあるとおり、昨年10月から福祉手帳の1・2が全医療に拡大をしていただきました。そういうことには非常に評価できると思います。

そんな状況のもとで、実際にどれだけふえたのか。まだ半年しかたっていないので、この報告書の中でも、半年で加味してこれだけふえたと考えればいいのか、その辺お願いしたい。もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

それと、もう一点、同じように子ども医療費の事業のなんですけど、117ページです。

この事業自体、蟹江町も中学校卒業まで医療費、通院・入院で無料となっております。今現在、子供の、今、全国的にも確かにこの子どもの医療費の事業、これについても1億7,500万円という金額がございます。そんな中で、僕として提案しているのが18歳まで医療費無料ということをご提案しております。

そんな状況で、決算でどうのこうの、この金額が出ているんですけど、要望というわけじゃないんですけど、実際、今自治体、18歳まで考え方をちょっと聞いておきたいなと思いついて。18歳まで医療費の無料が、名古屋市でも1月から、入院に限り、来年の1月から入院費に限り18歳までを行っていきます。その辺の状況は把握していると思うんですけど。あと、東海市に至っては、今回これ、本当に新聞にも載っていましたが24歳まで。大学卒業まで入院に限り無料ということ。この子供の医療費無料、我が共産党としても前の議員さんからずっと提案している案なんですけど、実際に18歳までの無料、予算的にどのぐらいかかってできるかということは、まだ僕も確認はとっていないんですけど、そういう状況も加味しながら、全然考えられないことなのか、ちょっとその点についてお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

まず、ご質問のございました精神障害者の方の福祉医療の関係でございますけれども、実施前と実施後でございますが、大体1月当たり100万円程度が増額で動いてございます。実施前が大体1月当たり70万から80万円程度の給付費でございましたけれども、実施後につきましては大体170万から180万円前後のところまで推移しておりますので、それぐらいのところまで増加しておると思います。

それから件数についてですけれども、件数も大体1月当たり200件ほど増がございましたのでそれぐらいになるかと思っております。

また、受給者でございますけれども、昨年度、29年度と比べまして受給者、医療受給者証の交付済者数ですけれども、大体40名ほどふえておりますので今後もふえていく見込みはあるかと思っております。

障害者医療に関しては以上でございます。

続きまして子ども医療のお話でございますけれども、確かに当町につきましては義務教育が終了する15歳の年度末までという形で補助を出させていただいております。こちら、すみません、前回の議会のごときにご質問がございましたので積算はさせていただいたんですけども、今、現状手持ちで幾らぐらいふえるという金額を持ち合わせておりませんのでお答えはできかねますけれども、その際にももちろん検討はさせていただきました。どれぐらいの負担がこちらのほうでふえるんであろうということも積算をさせていただきましたけれども、現状は18歳まで無料化にするという考えは現状のところではございません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

精神障害については、やはり全医療ということで、前と後で100万円ぐらい違ってくるといふことで、そのぐらいふえているということなんですけど、40名ぐらい使っているといふことで、それだけ今までやれてなかったことだとか、全医療まで拡大して、要望がやはりあったんだなということも考えていただきたいと思います。

子供の医療費については、また後で金額については僕も確認していきたいと思うんですけど、そういうことで子育て支援、東海市のこの大学生、大学の24歳までにしても、やはり東海市に至っては福祉大がありまして、そういうことで、大学卒業しても東海市に残っていただきたくということも含みながら子供の子育て支援ということをやっているんですよ。そういうものに関して、蟹江町もそういうことを全然、予算との絡みもあると思いますけど、ぜひ考えていただきたいと思います。その辺、町長ありましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

基本的には担当が今申し上げましたとおりの考え方は今現在持っております。

22歳までが子供かどうかという議論もございますし、刑法の中でも更生保護法の中の、いわゆる少年刑務所というのは26歳まで少年という位置づけにあるわけでありますので、それをどこでとるかということはいろいろあると思います。

医療費については、やはり蟹江町に子供さんをふやしたいという、それが我々の、地方自治体の大きな考え方はあります。特にIターン。今言われた東海市の政策は、多分まさにそれだといふふうに思っています。財政力の続く限り、政策に子育ての力を入れていくというのは、もう本当に重要なことだと思いますし、名古屋市の動向、そして近隣の動向をしっかりと見ながら、蟹江町も子育て支援の、いわゆる医療費についての考え方をこれから皆さんとお話をしながら、飛び抜けてやっても私はどうかなといふふうに思いますし、近隣で今いろいろな動向が、今議会であるというのは板倉議員ご存じだと思います。多分それを踏まえての質問だといふふうに思っておりますので、我々4市2町1村、海部郡の中で医療対策をしっかりとさせていただきますので、そここのところの兼ね合いもさせていただきますから、全く考えていないということではなくて、今現在は今の制度でお願いをしたい。ただ、この将来的にはそういうことも、どういうやり方かは別といたしましても、必要ではないのかなというその答弁にとどめさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そういうことで、子供が大学生、20……これも東海市24歳までって、これもどうなのかなという問題があるかなと僕も思います。18歳まで、せめて高校卒業するくらいまで医療費の負担がなく子育てができたらなという要望もありますのでお願いしたいと思います。

実際に県の……県のほうがおくれているんですよ。本当の話に。通院に関しては小学校

入学前、入院に関しては中学校までなんですけど、県の助成ももっと前進させる必要が絶対あると思うんです。

そういう意味で、県がもうちょっと上乗せをすれば地方自治体も頑張ることができるのかなと思いますし、確かに、ちょっと言われたように愛西市がようやくなったんですよ。津島も所得のあれも撤廃しながら津島もなって、ようやくおくれていた愛西市もなって、で、もうやっているところが、今度はもう18歳だと言っている中で、本当に愛西市苦しいことをよく言っています。そういうことも加味しながら、子育て応援、ぜひ、もっと前向きに考えながら、今でもやっていると思うんですけど、もっともっと応援するような形をぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

135ページですが、一番下の欄ですけれども、新しく始めた事業で病児保育委託事業というのがあります。これが新しく始まったんですけど、これはちょっと私はどうかなと思うような、親の立場からするとちょっとどうかなと思うような施設なんですけれども、実際のところ、これはどのような利用状況であったのかというその中身について実績等をお伺いしたいと思います。

○子ども課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました病児保育事業についてお答えさせていただきます。

病児保育事業なんですけれども、平成31年の1月からスタートさせていただきました。30年度につきましては3カ月の稼働であります。そのところの実績なんですけれども、事前の登録につきましては6名、実際にご利用された方はお見えになりませんでしたというところが実績になっております。

以上です。

○9番 中村英子君

この利用がしづらいという声をちょっとお母さんからもお伺いしているんですが、登録を……登録というか事前に医師に診察してもらって、それを経て、その後、その必要があったら利用するというやり方かと思うんですけど、これについて、やり方としていいのかなという疑問もあるんですが、そうすると、今のお話しですと、1月から開設したということはわかっておりますけれども、3カ月間においては6名というものが医師に診察をしていただいたかと思うんですけども実際の利用はゼロであったと。ゼロであったけれども852万円は払うよと。これは医師に払っておるのかどこに払っておるのか。医師の診察を含まれているのか。この施設なのかどうなのかちょっとよくわからないのですけれども、これについてはどういふその支払い先でどういふことなのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、もちろん、今、課長が言われましたように3カ月の話なんですけど、それから4月から以降もあるんですけど、この間も利用者っていうのは、もしわかればどのような状況なのか。また、やってみて、実際にやってみて改善点等課題がやはりあるのかなのか、そのようなことについてどのような認識をしてみえるのかお伺いしたいと思います。

いずれこれを、一定の場所を借りて一定の金額を払ってっていう形でやっていくわけですので、利用状況に応じては、その支出が適正かどうかということも検討になるかと思っておりますので、もう少し4月以降のことについても、わかっている範囲でお伺いをしたいというふうに思います。

○子ども課長 館林久美君

それでは、まず事業費の内訳になるんですけども、事業費につきまして一括でカリヨン福祉会さんのほうで契約をさせていただいておりますのでそちらのほうにお支払いをさせていただいております。その中の内訳の中として指定医を設けておりますので、杉浦先生が指定医となっておりますので、そちらのほうにもお金は、そちらのほうの加算分も入っております。

（「マイクをもう少し上げてください」の声あり）

はい。失礼いたしました。

繰り返しになりますけれども、すみません、850万円の内訳なんですけれども、まず850万円は全てカリヨン福祉会のほうにいったんお支払いをさせていただいて、その中に指定医として杉浦先生が指定医になっておりますので、そちらのほうに、平成30年度につきましては7万8,500円の指定医料がお支払われていると思います。

そして、現在、今年度につきましての利用なんですけれども、登録者数は15名です。9月、きょう現在でご利用実績は1名のご利用があったと報告を受けております。

その中で、1月から行った中での課題なんですけれども、カリヨンさんのほうにちょっと確認をさせていただくと、やはり議員おっしゃるとおり利用時間のほうが、今、9時から4時までのご利用時間なんですけれども、そこところがちょっとネックになっているかなというお声もいただいているというふうには聞いているのは現状でございます。

以上です。

○9番 中村英子君

設置したものですから、できればおじいちゃんやおばあちゃんがいたりして、また、見てもらう人がいたりして、本当に病気のお子さんは親族とか親しい人に見てもらうのが本当にいいかなと思うんですけども、それもかなわないという場合もあってこのようなことになるかと思うんですが、これは預けられる子供の立場と、やはり利用するお母さんの立場、この気持ちというのを大切にやっていかないといけないものではないかなというふうにも思うんですね。

ですから、始めたばかりでちょっと試行錯誤のところもあるかと思うんですけれども、改善点がありましたら、これちょっとどんどん改善していきながら利用価値を高めるというようなことを考えていかないと、実際につくったはいいけど利用者がほとんどいないというような状況もあり得るわけですから、その状況を見きわめながら今後のことも検討していただいてほしいという、これは要望ですけれどもお願いして終わります。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前10時35分から再開します。

(午前10時19分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 安藤洋一君

続いて、4款衛生費、136ページから159ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

(「ちょっと待ってください」の声あり)

○6番 戸谷裕治君

ちょっと遅くなりました、すみません。

衛生費のところで、少し……。

6番 戸谷でございます。

最近、ごみの収集のことで大変問題になっております。外国人さんたちが、特に私どもの近く……

(「マイク」の声あり)

はい、はい、すみません。声は大体通っていると思いますけれど。

外国人の方々の、課長にもお願いしといたんですけれど、各国の言葉で、分別とかそういうことを書いてやってもらえないかという話で、これは、何ページって言われたら、ごみの収集……ごみ処理ですね。すみません、大体わかったと思いますので。

そこでお願いがあって今申し上げているんですけれど、私ども、昨年来、町内だけで約80件から100件の外国人さんの登録がふえております。それも個別としてね。そうなりますと各国の言葉が、タイ、ミャンマー、そしてベトナムと、そういう方々がふえておりますので、そこら辺の言葉をちゃんと訳したものをいただかないと現場の環境委員とかもわからないと。どういう具合に説明していいか。そういうことが起こっております。

それと、最近急に、分別ごみに対して缶とかそういう引き上げが、今までとは変わりましたということがまだ周知されておられません。それで大変、1週間ぐらい程度置かれておりますので、夏場で、やはり缶でもにおいがしてきます。ですから、そういう対処とかを。我々の環境委員だけでは難しいもので、やはり環境委員と申しまして3人から4人しかいませんのでね。何とかその辺をお願いできないかという質問でございます。

○環境課長 石原己樹君

それでは、議員のご質問のほうに答えさせていただきます。

今言われましたように外国の方が大分ふえてきてまして、ごみの出し方についてはなかなか不便を強いられているところがあるかと思えます。

今、外国語の、まずカレンダーとしましては、ご用意しているのが英語と中国語、ポルトガル語、ベトナム語の、今4カ国語、こちらの4カ国語のほうを用意させていただいております。今年度なんですけども、今後もう少し韓国語とか、最近ですと東南アジアの方が多いものですから、そういった方、対応したのもつくりかということ、今現在進めております。あと、簡単なチラシを、実は何枚かつくりまして、それも英語ですとかポルトガル語、あとスペイン語ですとか何か国語のものを用意しました。ちょっと、そういったものを、例えば管理会社さんにお渡ししたり、特に外国の方が多く住まわれるところだと、アパートの掲示板とかに張っていただくようなこともお願いしております。また、申し出とか問い合わせがあれば、そういったものもどんどんお配りしてお渡ししていこうかなとは思っております。また、言葉についてもすぐには対応できないんですけども、こういった国の言葉のものがあれば、要望があればそういったものも今後対応していきたいと思っております。

もう一点、いわゆる収集の無分別の収集ですね。特に瓶とか缶なんかがある場合収集しないよということで警告シールをつけて置いていくような形を今年度からとらせていただいております。特に地元の美化指導員さんの方ですかとか役員さんの方にはいろいろお手数をおかけしているというところでございます。実は8月にまず1回、全戸にカラーでわかりやすいものを取りあえず全戸配布いたしました。もちろんそれだけでは、もちろん手応えそれは一定の効果はもちろんあるんですけども、なかなかすぐには全部きれいにいくわけではありませんので、今後また同じような、もう少し違った格好で啓発・啓蒙なんかしていけるようにしていきたいなと思っております。

また、ごみなんかで、もし個人の方の、例えば身元がわかるようなものがあれば、環境課のほうで直接、外国の方もそうなんですけども、お話に行つて指導することもやっております。そうすると大分効果が出ますので、もしそういったものが中にあるようでしたら言っていただければ環境課のほうでまた対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

はい、すみません。よろしく願いいたします。

そうしましたら、例えば外国人さんの場合、住民登録されますよね。そのときに大体国籍とかかわかると思うんですよ。そういうときに何か対処する方法ないですかね。

(発言する声あり)

うん。それはどこで対処してもらかわかんないけど、住民登録という制度がある以上、そういうことがあったほうでいいんじゃないかなと。その段階で、どなたかと一緒に役場によく来られていますよね。その段階で、お住みになるというときは、ポルトガル語圏内の人やったらそういう人、スペイン語圏内にはこういうことがありますよということを渡していただく方法というの考えていただけませんか。住まれてから別個でやっていると大変なもので。そういうことは少し考えていただけませんか。

○環境課長 石原己樹君

ただいまのお話ですけども、例えばまとめて転入されて手続きに——外国人登録ですね、されてみえる方なんかがあります。そういった場合は多分通訳の方も一緒におみえになりましてそういった転入手続をされると、一応、環境課のほうへ来ていただく形になります。そのときにごみの出し方ですとか出す場所、あとカレンダーなんかもお渡しする形を一応はとっております。そのときに言葉のことでですね、お聞きして、ポルトガル語だったらポルトガル語のものを渡したり……なかなか対応できないものがあると英語のもので大丈夫と聞いたら英語のものを渡したりはしているんですけども、登録される方については、一応、環境課の窓口に来ていただいてご説明をさせていただいております。

ただ、住民登録がない方、そういった方についてはなかなか難しいところがありまして、例えば、出された後、例えばその中に身元がわかるものがあって調査するとどうも町内に住所がないという、住まい部屋がわかっているようでしたら直接行ってアポをとってお話したり、場合によっては会社の寮とかですと会社に直接連絡しまして、ご事情説明してごみの分別等の説明をお願いしますということは、頼むような形はとらせていただいております。

○6番 戸谷裕治君

はい、ありがとうございます。

ぜひ、そういうことを小まめに続けていただきたいと思っております。ごみの問題だけは、私どもも本当に駅前なもので、大変、積まれてあると困っちゃう。見た目も悪いもので。よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、住民課長、政策推進課長、安心安全課長、環境課長、子ども課長の退席と、給食センター所長、生涯学習課長、水道課長、消防本部、総務課長の入場を許可いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

(午前10時43分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 安藤洋一君

続いて、5款農林水産業費、158ページから167ページまでの質疑を受けます。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤 茂です。

165ページの43の県営特定農業用管水路特別対策事業光西地区負担金1,143万4,128円と出とるんですけど、これ大変私どもにとっては気になるところでありまして、例えば管なんかもう、やはりかなり古くなっておりまして、結構毎年なんですけどが水漏れ等があり、大変な工事を、水漏れがあるということで工事等もやっておりますし、これ、予算、これについておるわけなんですけどが……

(「えっ」の声あり)

予算っていうか、金額がもうついておるんですけど、やっておるところはちょっと把握できていないというのか、どういう、今現在、どこ、進捗状況っていうのちょっと教えていただけないでしょうかお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問のありました光西地区における工事の進捗、現在の状況ということでご説明をさせていただきます。

まず、平成30年度におきましては、まず、この地区は日光川西の負担団体が愛西市と蟹江町の2カ所になっております。現在、30年度に実施されました箇所といたしましては佐屋駅の付近にありますポンプ場からの南に対する石綿管を塩ビ管に切りかえる工事。それと、それから善太川に沿ったところでの愛西市佐屋地区における石綿管の布設替工事というふうで30年度には行われております。今年度からは近鉄から南のところ、蟹江町において順次工事を進めていくというふう聞いております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それじゃあ今年度からということですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

はい、そうです。

○10番 佐藤 茂君

どうもすみません。

じゃあ、本当に皆さんバルブ等も、本当に結構水がとまらないとか、多々いろいろ私のほうに入ってきますので、本当に早いところやっただけならばなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

159ページの農業委員会管理費についてお聞きします。

実績報告書67ページなんですけども、農地の権利関係事務取り扱い件数が載っているんですけども、ちょっと私、見て見つけられなかったのかもしれないんでちょっとお聞きするんですけど、農振除外の件数がどれくらいあったか教えていただきたいのと、この実績報告書にある87件、ここは許可と届け出も入っているのか教えてください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

農振除外につきましては、申請が出まして農振審議会のほうに諮問しましてそちらで許可をいただいております。去年は2件ほどだったとは思うんですけどが。

それと、この87件につきましては届け出等も含まれております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

この87件の届け出と許可の内訳わかりますか。わかれば……5条だけでもいいから教えていただけますか。わからなければいいです。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

去年の農業委員会のほうに提案するときには5条と、それから4条、市街化と調整区域という形で報告、届け出ということで農業委員会に諮るわけですが、今手持ちのところでも市街化及び調整区域の4条、5条等の届け出件数の集計は今手持ちの資料としてはございません。

以上でございます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

167ページにあるんですけども、農業用の悪水路の浚渫維持管理費事業の補助金という形で、これ農業関係者のほうに出ているかと思うんですけど、言うまでもないことなんですけど蟹江町は非常に低地帯にありまして、町内というのは水路が幾つもありますね。幾つもある水路があります。その水路一つ一つも、農業用の水路もありますし、また単なる雑排水が入っているだけのところもありますし、また、単なる内川のこともありますし、だから水をコントロールしているところとそうでないところとか複雑にいろいろあるのは実情だと思うん

ですね。

そんな中で、従来から、もう長い間、この水に関して、非常に夏場なんか悪臭もあり草も生えたりいろいろなことで住民の苦情もあり、蟹江町の課題としては大きなものがあるものだと思うんですが、依然としてこの農業用水路も、それからそうでないものも管理が非常に悪い状況があちこちに依然として見られるのではないかなというふうに思うんです。中には、水路なのか水路じゃないものか個人のものなのかそうでないのか、さまざまな問題も発生してくるのではないかなと思うんです。

そこで、今、この夏も私はちょっとあちこち見たんですけど、本当に状況の悪い、草がもう1メートル以上でほったらかしみたいな感じのところが残ってて、これ、何とかこのことも解決していかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、このような状況について、改修の全体計画というのの中で順次行われているのか、ある部分というのはもう放置されっ放しでそのままだよということなのか。これに対してもう少し努力なり改善なりが図られるべきじゃないかなというふうに思うんですが、そのことについて、現状把握と改善ということについてどう思っておられるのかということを知りたいと思います。

私も従来、いろいろなところをふたをしてきて、改善されている部分ももうかなりできてきているということはわかっておりますけれども、しかし半分ぐらいはまだ非常に厳しい状態で、悪臭も放ちごみもあり、草もぼうぼうで、どうなっとるんだらう蟹江町はというところもありますが、その点についてどういうふうに認識してみえるのか、どういうふうな予定でこれを解消してみえるのかお伺いしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われますように蟹江町には多くの水路がございます。1つの水路にも農業用の水路、それから家庭雑排水が流れる水路、同じ同一水路の中でもそういった多様な利用形態がございます。そういった中で、水の管理、農閑期、農業の田植え時期、それから、土用干し等々の作業における水の管理のときに関しましては、やはり地元の土地改良区さんをお願いしたりだとか、あるいは大きな台風等々が来るという前段があるときにおいては土木のほうでお話を、連携をとりながら水門を開けたりだとか水の調整をさせていただいております。

それと、水路の草生え等、悪臭に関しましても、土木において水路の清掃委託費ということで、順次町内の中で順次行っておるのが現状でございます。ただ、やはり水路もたくさんあるところで、草が生えたところですぐ刈るということができかねない状況もあるということをご理解をお願いしたいと思います。限られた予算の中で、定期的に水路の清掃、それから草刈り等を順次行っておるという状況です。

それと、それから悪臭に関しましてもいろいろな情報をいただいております。そういった中で消毒用の消毒液、そういったものを散布してにおいの防臭という形に努めておるという

のが現状でございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

なかなかこれ進んでいかないというか、そういうひどい状況のところが多々見受けられるんですよね。

選挙っていうのは、なかなかいろいろなことを、この候補者も改めて地域を知るという機会にもなるんですけど、今回の選挙のことで、町内、車でいつもだったら素通りするようなところもいろいろ歩いてみたりしまして、この水路の管理、維持管理が本当に悪いということも改めて私認識をしたんですが、今の答弁ですと予算の範囲内でやるって、それは当然のことですよね。予算の範囲内でやっておるんだ。ということは、依然として残っておるということは、予算がそこに回っていないということですよ。裏を返して言えば。予算をとれてない、予算を回さない、予算がないということになるんじゃないかなと思うんです。

私、本当に、この近所に住んでいる人もちょっと話聞いたりもしたんですけど、ごみもあるし蚊も発生するしにおいもあるし、とても大変な状況にあるにもかかわらず、これは住民とのトラブルがないのがおかしいぐらいの状況になっているし、聞くところによると、何か、ある町長の近くのところは水路に人が入っちゃったのか、何か人が水路に入ってしゃがみ込んだとか何とか、何年か前にも聞いたり、認知症の人たちも水路に、何かこの水路に自分から入ったんですかね。事故があったのか何かそんなようなこともあったって。その、すぐ住んでいるそばの人からも聞いたり、敷地の問題だとかいろいろなことがこのトラブルとしてあるんじゃないかと思うです、現状。

そこで、そこに予算が回せないということでそういう状況が長く続いているということなんですけど、もう少しこれ、予算的に改善しなきゃいけないというふうには思わないのか。町長どういうふうはこの実情を捉えてみえるのかなと思うんです。非常に悪い状況のところが多くあるんじゃないですか。これについて予算をつけていけないと。現状のままだよ。こんなところのすぐそばに住んでおったら、別に、住んでよかった蟹江町なんて思っていないですよ。

だから、全体として町内の、この、依然として続いている問題に対してどういうふうな取り組みを進めるべきなのか。町長どう思ってますかね。ちょっと町長に聞きたいと思います。

○産業建設部長 伊藤保彦君

すみません。私のほうからちょっと答弁させていただきます。

まず、近くの水路につきましては、今、今年度もちょっと計画的に市街化区域内において、非常に草が多いだとか状況のよくない箇所についてはうちのほうも全部チェックはしてございます。そんな中で、今、測量を今年度かけまして、今の現状の状況もきちんと把握をして、今後どうしていくかというところを今検討しているところでございます。

あと、ほかの地域につきましては、調整区域につきましてはやはり用排兼用水路でございますので、先ほども質問にありましたが、農業用の悪水路のしゅんせつにつきましては、これは調整区域でございますので土地改良区さんが用水を入れてございますので、これは農家さんとの調整を図りながら、においだとかそういったものも含めて検討を一緒にやっているところでございます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

具体的にどこの水路のことをおっしゃってみえるのかあまりよくわかりませんので、具体的な答弁になるかどうかはちょっと別といたしまして、今、うちの担当部長が申しあげましたのは、多分この学戸地区に流れている用排水路の話だというふうに思っております。この件については、私も町長になる前から四郎兵工用水路、官地水路でありますけども、四郎兵工用水路にカルバートボックスを入れ道路にした、これがちょうど私が議員になったときですから、一緒になって要望を職員と一緒にいったのが23年ぐらい前であります。町の協力もございましたし、今は官地道路として十分利用させていただいております。多分、そこを並走する用水のことを中村さんが言っておみえになるとすれば、今、うちの部長の答えた答弁の内容だというふうに思います。決して放置をしていたわけではございません。十分ご存じだと思って聞いてみえますから私それ以上言いませんけども、河川の中に地権者の土地が入っているところが蟹江町たくさんございます。長いこと議員やってみえるので中村さん知ってみえると思うんですが。ですから、調査をするにしても、勝手に入ってもらっちゃ困るといようなことがあって頓挫をした話もたくさんあるわけであります。

冒頭、担当者話によりますと、農業用用水路、用排水路ですね、これで悪臭がしたということがございますので、特にこの学戸については、下水道の整備とともに、このにおいについては非常に改善されたという地域の皆さんからの話は聞いてございます。ただ、そうは言っても農業用排水路がまだないわけじゃありません。たくさんまだあるわけありますので、先ほど言いました予算の範囲でしっかりとそれをやらせていただかなきゃいけないというふうに思っています。

第4工区のところにあります土地改良区の用水路についても長い間要望いただきました。これも、今、カルバートを入れて道路にしてございます。これも議員各位から、狭隘道路が多いじゃないかということで、市街化区域にもかかわらず何とかという話もございましたし、できることから、今、順に進めていきたいと思いますが、まだまだクリークもたくさんある蟹江町でございます。そういう意味で、全て住民の皆さんのニーズにお応えできるかどうかはわかりませんが、できるだけニーズにお応えできるように、住みたくなる町を目指して頑張ってやっていきたいと思っております。

○9番 中村英子君

この水路、いろいろな種類ありますけれども、維持しているのはその農業関係のものもありますけれども、調整区域ありますけれども、いずれにしても、これのきれいにしたり維持管理したりするというのは行政の仕事なんですよね、基本的には。わかってみえると思うんです。方法とか対象等はいろいろあるかもしれないけれども、これをやはり維持管理して、そういう環境の改善していくっていうのは行政の基本的な仕事だと思うんですよ。その基本的なことのその部分に対して十分に予算がとられていないということだと思うんですよ。予算が回せていないと。それで長いことこのように放置されているという状況がつけられているんじゃないかなということ指摘したいんですね、まずは。

今、学戸の水路のこと言ったんですけど、私は別に学戸の水路がどうこう、それもありますが、今村のところでも、非常に、今見てもらえば大変に草ぼうぼうで今村のところもすごいし、平安のところも非常にすごいですよ、平古さんのあたりの近くのある水路なんか、もう非常に草ぼうぼうになって大変な状況にもなっておりますよ。

だから、予算がないという一言で物事をやると反対のことも言いたくなるわけですよ。どっかには予算大変つけているんじゃないかなというようなことも言いたくなるんで、この、基本的な毎日の生活に関することについて、もう少しこれ予算をとって、力を入れて、少なくとも全然手入れされていないような状況を、これからまた何十年も放置するということが果たしていいんだろうか。よくよく考えなきゃいけないんじゃないかということ私を申し上げたいわけ。限られた予算、予算そうですよね。ないですよ、お金が。だけれども、これまた放置できないことじゃないでしょうかね。毎年、毎年、自分の住んでいるところのすぐそばの川のところ、えらい状態になっておるといって、いいことか悪いことかどうかわかんけれども、自分の家に住んでいる前にその水路があって、こっちに道路があって、この水路をまたぐのは私設で、お金でいいのかどうか私はよくわかりませんが、そこをまたいでいくときに物すごいごみがあったり悪臭があったりみたいな感じで、これの解決ということについて目があまり行ってない、行政が。放置して、声の小さくところは、まあいいわみたいな感じになっている。もうちょっと、このことについて、見て、町長も現場見てもらって、町長散歩してみえますね、よくね。ウォーキングしておるときそっち方面もみんな見てください。

(発言する声あり)

はい、じゃあ把握しておると思うんです。

これ、いつまでも放置させるということじゃなくて計画的に順次きれいにしていくということを、町の、本当に蟹江町の課題だと思うんです。水路が多いということについては。水路にお金がかかるということについては町の課題で、仕方がないんですよね、それ宿命なんだから。そこについては、やはりもうちょっと多く目を向けて改善すべきだということ私

は強く申し上げて今は終わりますので。

○12番 奥田信宏君

12番の奥田でございます。

ページ数が165ページの農業用排水機県営移管期成同盟会負担金というのが出ておるんですが、実を言うと、ちょっとこれにかけてのちょっと話であります、ちょうど台風が終わってから、これの大きい台風がこの辺には来なかったんですが、それこそ、今、10日ぐらいたって、まだ今でも電気がつかないとかいろいろな話がいっぱいあるわけですが、例えばあの件でもいろいろなことを、テレビ等で見たりなんかしていますと、多分これ全国一緒だ、この辺も含めて全部一緒だと思って聞いておったんですが、電線が40メートルの台風、風には一応それは、それが40メートルの風速には耐えるというのが基準だそうです。それで、今回54メートルいう、それを超した、オーバーした台風が来たので、実を言うと根から折れてみたり、途中で折れてみたりとかそういうのが、予想もしないということで、今でも停電の方が、それこそ何万人というふうにまだいらっしゃるというふうには聞いております。

そこで、この、私がなぜこれで聞こうかなと思ったりしたのは、その、要するにそれをつかむのが町村なのか県なのかよくわからなくて、国は、それから上がってからの話になるんですが、例えば蟹江町も、今河川をいっぱい持っております。持っておるが、それこそ水のきれいな町ではありますが、堤防等が50ミリメートル、1時間に50ミリメートルぐらいの、要するに堤防のつくり方もしてありますし、それが、例えばの話、今、それこそ1時間に100……あるいは1日に1,000ミリメートルというような物すごい、今雨の量が多くなっているわけですね。そうすると、それが全部当然川へ出ますが、そのときの、私は誰が指令になるのだろうと思って、ちょっとこれにかけてちょっと聞いておきたいんで、それこそ管理するところはいっぱいばらばらにあるんですが、そのときに、例えば、蟹江川が越水しそうだから、例えば、もっととめてくれと言っても、それこそ何年か前にあったんですが、日光川の水が強くて蟹江川の水が外へ出せないということがあったんですが、そのような状態が多分起こる可能性もあると思うと、そのときに、例えばそのときには、実を言うと、町長さん、最後まで頑張って、蟹江を一所懸命排水機をしていただいたんですが、これが、例えばの話、どこが、全部とめられるのは誰が指令を出せるのか。例えば、まるっきり違うのが、例えば農業の排水機、あるいは、いろいろな、それも誰が……誰か、例えば県のここが、全部河川がやりますよとか。例えば町村に任せますとかそういうふうの、それがちょっと聞きたいなと思って。

これは、今の部長さんやこの辺に聞いては、これは非常にちょっと難しい話ですので、それで、わかる範囲で、どこの部分は誰がとめられます、誰が出せますというのを聞いていくと、例えばの話、私たちもすごく安心なような気がいたしますし、これが蟹江だけの話じゃなしに、そうすると、この話は町村会や、あるいは海部郡の会なんかで、ここが出しますよ

という決めてもらうのが多分一番この地域には安全になるだろうと思いますし、ちょっと、多分気になったので正式に一遍聞いておきたいと思って質問をさせていただきました。ちょっとお教えをください。

○産業建設部長 伊藤保彦君

ただいま奥田議員からのご質問でございますが、例えば日光川ですと日光川排水調整ルールというのが決まっております。そんな中で愛知県が、ある一定の水位が来ると、例えばポンプをとめてくださいとか避難をしてくださいという通知を蟹江町のほうに来ます。そんな中で、蟹江町にその通知が来た時点で、事前準備として、もう排水機をとめてくださいというところに通知を出して、そのときに一緒に安心安全課、また、うちで言う民生もそうですが、今度は避難のほうに入るという順番を得るようにきちんとルールが決まっておりますので、あくまでも県のほうがこれは指示を出してくれます。それに基づいて市町村は動くということでございますので、ある一定の水位来たのにポンプをとめずにかけているという形を皆さんの市町がとりますと、破堤したときのほうの災害のほうが大きいですから、まだ中で、内水で床下・床上浸水になってくるほうが被害が少ないという考え方のもとに、この日光川排水調整ルールというものがございます。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

それは多分わかるんですが、例えば私のところの近くですと善太川ですよね。善太川ですと蟹江はあれは……蟹江にあっても蟹江ではないですよ。誰が、だから、要するに、町村が当然川とかいうのは全部町村を流れるので、逆に指令者を、例えば善太川だけのところ、ここが司令塔ですよ、日光川はここですよ、この地域ですよというふうになるのか。誰か県のほうで、1つなら1つの人が指令ですと全部見て、これはとめましょう、これは流しましょうって、そんなふうのができているかどうか。私できてないような気がするので今質問で聞いているんですが、それこそ河川ごとには決めてあると思う。河川ごとに決めてあるけれど、その河川はそこの中でおさまるかどうかって話です。そこの中でおさまってくればいいけれど、例えば越水してよそへ入ってみたりしたら、また話、全然違う話になりますので、そうすると、それを全体で誰が決めて誰が責任を持つんだろう。例えば県のどこですよと。それから海部事務所のどこですよ。それを持つのは海部事務所ですよとか、そういうのが全部きちんと決めてあるかどうかちょっと心配なのでお聞きをしているところであります。

○産業建設部長 伊藤保彦君

今のお話と、例えば善太川、また日光川でございますが、それも全て日光川に入ってきますので日光川の中で排水調整ルールをつくっています。だから、日光川がある一定、例えば古瀬の水位だとか通る場所が決まっておりますので、その水位を見て、例えば蟹江川から

ももうこれ以上出してもらおうとまずい、善太川からもまずいですよという指示が県のほうの河川のほうから来ます。という流れになります。あくまでも全部日光川に、内水、蟹江川も日光川、善太川も日光川に出しますので全て日光川のほうで今そこは管理をしています。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、166ページから173ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、172ページから195ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

183ページで、実績報告書で詳しい75ページの耐震化の助成についてちょっと、住宅の木造建築の耐震化修繕補助金についてお聞きしたいんですが、これ、耐震化の補助金で耐震すると補助がもらえるということなんですけど、基本的なちょっと、僕もわかりませんので耐震化の補助基準、100万円で1件とあるんですけど、耐震化をやったときの補助で。この基準等を教えていただきたいのと、募集期間があって1件だけだったのかということをお願いしたい。

なぜかという、耐震化の調査結果が15件あってあるんですが、そのうち1件ということで、ほかの方はよかったのか、基準内にあったのかということをお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず耐震改修の基準でございますが、無料の耐震診断というのがございまして、その耐震診断を受けていただいた結果で、基準で言いますと数字的に1.0というものがございまして、その1.0という数字が出ますと、おおむね耐震化があるということが判断をされます。それを下回るものについては耐震改修が必要だという判断になりまして、その町の助成制度を受けることが可能になります。

それで、昨年度の件数でいきますと1件という件数でございますが、これについては実績として1件しかございませんでした。そのほかの耐震の診断15件に対しまして耐震性があるかといいますと、耐震性がない物件についても多数ございましたが、やはり予算が伴う改修でございますので、その中で、やはり、ある程度予算的にリフォームなどと合わせてやられるというタイミングもありますので、たまたま昨年度は1件だというような結果になってございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、ちょうど答弁あったようにリフォームと合わせて耐震化するという人も、中にはやはりいるんですけど、本当に、今、震災の問題等があつて、崩れちゃうということで耐震補強をやりたくてもお金がないと。自己負担もやはり必要になってきますのでそういうことがあります。

基準が1.0で、それ以下だと耐震して、去年は申請も1件だったということで、これって、100万円って、これ予算の条件であつたんでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

この100万円につきましては上限100万円ということで、これが最大の補正予算額となっておりまして、あと、ちなみに、やはり改修となりますと大体平均的に300万円から500万円ほど皆さんかけてやられるということが実績でありまして、そうなるとなかなか難しいのもございますので、段階的に、改修するには段階的な改修制度や、あと、部屋の1室を改修するようなシェルターなどもございますので、その辺もあわせて今啓発はしているんですが、なかなか需要がないのが今実情でございます。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。実際、耐震調査を行う人はまだいいほうで、実際にはほとんどの方がやられていない。そんな状況にも……啓発もこうやって補助出ますよって、もっと啓発もしていく必要もあるのかなと。確かに100万円、この方100万円でも多分300万円、本当に、答弁あったように300万円、500万円実際かかるところを100万円の補助をもらってやるということですけど、そういうことで、今、そういう莫大な金額になってくるとできないということで、実際にどうしていくかって、耐震で木造、特に、多分崩壊しちゃいますよね。そういうことで、でも住みたい。まだ死傷者が出なければいいんですけど、そういうことで、もうちょっと耐震化の助成制度をもうちょっと進めていただきたいと思いますのでよろしく願いして終わります。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、194ページから207ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、206ページから267ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

207ページの教育委員会管理費の奨励金1万5,000円についてお聞きします。この1万5,000円の、どういった方に渡されたか教えてください。

○生涯学習課長 松井督人君

それではお答えをさせていただきます。

全国大会レベルの試合に参加をされた方への奨励金でございます。

3名です。種目は野球ほかで……すみません、ちょっと細かい資料、今持ち合わせておりませんのでそれぐらいでお願いしたいと思います。

○3番 飯田雅広君

事前に教育次長にお聞きしたときは小学生、中学生でしたっけ、が何名かでした。そんな感じでしたよね。そうですね。

要綱見ると小学生、中学生が対象になっているんですけども、これ、なぜ小学生、中学生だけなのかなというのが1点あります。皆さんよくここでお聞きすると、近隣市町村がと言われるんですけども、例えばあま市も愛西市も津島市も大人も対象になっています。ですので蟹江町も、小学校、中学生対象じゃなくて大人まで対象にさせていただいてもいいのかなと思うんですけど、そこについてお聞きします。

もう一点、これ全国大会だけですけども国際大会はどうなるのでしょうか。あま市は国際大会も規定があります。例えば、この前甲子園やっていましたけども、高校生、甲子園もし出て、その後世界大会に行かれた場合はどうなっていくのかとか。まだちょっと、少しそういうところが大分要綱不備があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ちょっとその全国大会だけじゃなくて世界大会もどういうふうになっているのか教えていただきたいのと、もう一点、この要綱の所管は生涯学習課になっておりますけれども、この決算書見ると教育委員会管理費になってますので教育課も関係しているのかなと思っておりますけど、このあたり所管のほうどのようになっているのか教えてください。

あと、町長にお聞きしたいんですけども、町長よく、生涯学習推進大会とかで生涯学習の大切さというのをよくおっしゃられていると思います。そういった面ではこの要綱、小学生、中学生だけ対象になっておりますので、町長、常々ずっとお話しされているところからするとちょっとずれているんじゃないかなというのも思いますので、ぜひ大人まで対象にさせていただきたいと思うんですけども、これ平成18年から要綱変わってないので、そのあたりちょっとずっとお話しされているところとこの要綱のずれに関してどのようにお感じになっているか教えてください。

以上です。

○生涯学習課長 松井督人君

ただいまの子供だけでということに関してでございますけれども、蟹江町の表彰条例の次につながります蟹江町功労者表彰（スポーツ競技要綱）というのがございまして、こちらのほうにつきましては町内の小・中学校に在籍する個人及び団体、蟹江町内に在住及び在勤する個人及び団体ということで全年齢のほうをこちらでカバーをさせていただいております。

先ほどお話しいただきました18年から要綱が施行されたものにつきましては、小・中学生に少し厚くという形で表彰のほうをさせていただいておるといふふうにご理解をいただければと考えております。

それから、予算につきましては、先ほど言われたように、担当のほうは私ども生涯学習課のほうでやらせていただいておりますが、実際の予算の持っているところが教育課ということについてですが、ちょっとすみません、明確な答えが、私ども今ちょっとわかりませんのでお願いをしたいと思います。

以上です。

○町長 横江淳一君

では、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

条例で決まっていますからとえば、それで2秒で終わってしまう話であります。生涯学習まちづくり推進町民大会というのが、いつも僕お話ししますが、生涯学習というのはスポーツも講座もそうですけども、いつでもどこでも誰でも、そしていつまでもということ、やはり人間の尊厳も含めて長寿社会、高齢化社会、少子化社会においての、僕は必須アイテムだと思っています。

そういう意味で、平成18年から、条例がこうだからということではなくて、近隣の市町村も最初はそうであったと思うんですね。でも、飯田議員言われるように、いろいろな県会議員の皆さんからも、ことしになってから特にご意見いただくわけありますので、これもやはりちょっと改善をして、蟹江町のそういうスポーツ人口ふやしたいということも考えて、やはり検討に、これはしていかなきゃいけない課題じゃないのかなというふうに思います。

ただ、やはり蟹江町としてまずは義務教育、小学校、中学校で、まずそこをしっかりと視線を当ててそれから次のステップに向かう。誰しも、蟹江町に住まいし皆さんの全て補助金を出してというのは、ちょっと僕は時期尚早ではないのかなと。ただ、冒頭に答弁させていただいたとおり、これから検討に値することだと思っていますので、ぜひともまたいろいろなご意見ございましたら、我々の中でも検討をしていきたいというふうに今現在考えてございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○3番 飯田雅広君

本当に、私、ちょっと今ここけがしているんですけど、ちょっと病院行くと、やはり私より年上の方とかも、バレーでとか野球でとかソフトでけがしてとかというお話ししながらでもやはりスポーツ楽しんでやっていたらしゃいますので、そういった方に多少でもこういった補助金出していただいてやっていただくこともまたやりがいになるのかなと思っていますので、課長の答弁にありましたとおり、大人は表彰しているんでとおっしゃいますけども、子供も多分表彰、子供抜くわけじゃないですよ。やはりそういう意味では、表彰しているから大

丈夫ですというのはちょっとやはりおかしいんじゃないかなと思いますし、国際大会も出られる方いらっしゃるんだったらやはりそれなりに費用がかかると思いますので、そういった方のことも含めて、また前向きにご検討していただけたらなと思っておりますので要望して終わります。

○12番 奥田信宏君

12番 奥田でございます。

215ページ、学校管理管理費ということで、これは違っていたらご指摘をいただきたいんですが、教育長さんにご答弁をいただきたいと思います。

実を言うと、何だというと、中学校、東京の中学校で、例えば担任制の廃止、それから部活の先生の、全部部活から、部活はやらない。それからもう一つ宿題もなしということで、それが全部、要するに校長先生の、要するに管理が、これが、こういうのが本当に全部でできるのかどうかを非常に……。だから、こういうのが出てきたときに、どうも教育委員会のあれではできそうな気がするので、読ませていただくと。それで、これがどういうふうなものなのか。

ということは、1つは、例えば担任制の廃止というのは、担任を、その人の、例えば中学生ですよ、これ中学生の話ですよ。中学生の話だと、例えば進路についてなんかをどうしても担任の方の、要するに、あれが強すぎるので、全員の目で見ようということで担任制の廃止を……皆が点数をつけよう。単独授業を持っている皆で点数をつけようというやり方と、それから宿題の廃止は、塾なんかへいっぱい行っているのに、休み、例えば夏休みだとかそんなときにたくさん宿題を出しても仕方がないんじゃないかと。自分が行きたい、英語の、例えば英語がもっとやりたいとかそういうところへ通ったらどうだいということで、それで、どうぞ、自由……出しませんと。

それから、3つ目は、それこそ言ってましたが、部活の先生のあれをゼロ。それで部活はどうするかというと地域でやってくださいということで、地域の人を、要するに入れて部活はやってみえるそうです。まるっきり……ということはそれだけ学校の先生の負担も減るということで、いろいろなことでいい学校になっていくという話があったんですが、これ、一遍、私見に行こうと思っているんですが、向こうがたくさんで、1つが見せてもらえないような話になっているんですが、これは、読んだところは教育委員会でなしに校長さんの範囲になるのかどうかをちょっとお聞きをしておいて、私もお聞きをしようと思っておりますが、わかる範囲で結構です。急にこれ言いましたので、これ、例えば、これはひょっとしたら尾張の教育事務所なんかで相談をせんと答えれんとおっしゃるかもしれませんが、一応、わかる範囲で結構ですがわかったらお教えをください。

○教育長 石垣武雄君

奥田議員のご質問にお答えしたいと思いますけども、多分、ある中学校でのそういうよう

な対応というか、そのようなお話に対してということではありますが、まず1つ目が担任制をなくすということではありますが、愛知県の場合……だから県によるかなということも思いますけども、愛知県の場合は担任制ということでもまずやります。というのは、学校の子供の数、1学級が35人なり40人と1人先生いてはります。ですから、中学校でいくと二十何人……いやいや、子供が300人、400人おると何クラスになると。クラスに先生が配置をされます。そして、あと専科の先生とか、あるいは副担の先生で、ある学校の規模に対して先生の数決まってくるんですね。この先生というのは僕たちじゃなくて県の教育委員会が任命をします。で、配当してくれるんです。ですから、蟹江中学校は何人だな。学級数は幾つだな。だから、先生これだけ要るよね。北中はまたちょっと少ないから先生の数少ないよねというような形で辞令をいただいてここに来るわけです。

教育委員会、町立教育委員会としては監督権があるんですね。任命権者は愛知県です。私どもは、学校に勤めてみえる先生方のそういう監督というんですか、不祥事も起こしちゃいけないし、いろいろな面で子供とかかわりの中で、私たちにとっては学校の先生に対しての監督権はあるわけですが、ですが……ですから、人事のときにそういうようなことを申し上げながら県が最終的に判断をします。

ですので、担任制が全て廃止というのは、その校長先生ができるかどうかというのはちょっと私も疑問がありますので、今からお答えする、今ご質問あったのは再度調べてみますけども、とりあえずは、今の段階では担任制を廃止というのは、愛知県においては難しいんじゃないかなということを思っています。ですから、どこかの県の独特の教育委員会がそういうふうに決めているのかどうかわかりませんが。

それからもう一つは、先ほどあった進路の関係で、担任の先生だけですとある見方が、こちら側からしか見てないから進路に影響があるんじゃないかということもありますけども、中学校ですと担任制、担任がありますけども、例えば担任が国語の先生です。国語はホームルームや何か朝や帰りの会何かは担任が行きます。そして国語の授業も行きます。けども、数学とか英語は教科担任制というんですが別の先生になります。そこで成績もつけますので、いろいろな方々の先生方が見てみえるところでの評価を合わせるわけですね、その子にとって。そして、そういうようなデータをもとに進路については進路指導主事がおります。ですから、そういうのをまとめていきますので、それで子供たちにとっては1年生が最近進路についていろいろ勉強をやっていくわけです。ちょっとずつ。そして子供たちと、あるいは保護者との懇談もありますので、そういう点では、担任が決めて一方的に片手落ちではなくて、全体的に見ていくというようなことで進路をやっていくというふうに思っています。

それから、宿題について、これはちょっと、ある程度担任の先生に、あるいは教科の先生にお任せする場面があります。というのは、その進路によってある程度できているなと思ったらもう宿題させなくていいわけです。でも、これちょっとだめだなとか、英語の単語もち

よっとあれやなと思ったら、これやってこいよと。だから、その授業をされる先生のある程度判断になります。ですから、到達しているなと思ったらいいし、ちょっと弱いなと思ったら底上げをするためにお家でもやってこいよと。ですから、全ての子供たちが塾へ行っているわけじゃありませんし、最低限のことを押えてあげる。それにプラス、塾へ行くというのは家庭の力じゃないかなと思いますので、学校としては、ある程度水準、基準を持って、そしてそこに子供たちを引き上げてあげるといふことであろうかと思えます。

ただ問題は、中学校ですと教科担任制というのを私今言いました。ですので、きょうは国語の先生が出した。数学の先生も出した。英語も出した。いっぱいいっぱいですね。ですから、そのあたりこれから考えていかないかなだろうと。それで、全然宿題ない日はあるかわかりません。ですので、今、先生、担任の先生の子供たちに対して充実させるために出すんですけども、ときたまタイミング的に、きょうものすごいあったな、宿題がとかさ、そういうことがあるかわかりませんので、子供の負担、あるいは塾へ行っている子供、そういうことも考えながら、学校はある程度考えていかなあかなだろうと。

ですから、それを今、ちょっと私言ったように、ちょっと担任の先生に任されている面がありますので、学校全体でそういうように、もし負担があるようであれば考えていく必要があるかというふうに思えます。

それから、部活動についてですが、これは先ほど言いました担任制でないけども、学校の規模に応じて先生がみえます。例えばそこに野球があるとバレーがあるとか、そして顧問の先生がつくわけですね。得手・不得手もありますのであれですけども、そういう顧問の先生がついて、ときにはそういうどっかにお願いしてということがありますが、その部活についてのやるやらないについては、これある程度学校の校長先生にこれはあります。ですから、いやいや蟹中と北中で以前ありました。サッカーが、蟹中があつて、今、北中ないんじゃないですか。やりたいやりたいと言って、その要望を私も以前受けたことがあります。学校のほうに、校長先生にお話をして、そうすると、運動場のこともあるし、それから指導者のこともあるし、もう一つは子供の数で決まっていると。ある程度部活がもうなっている。どこかの部活を潰さないかとかね。強引に潰してこっちやれと僕は言えないですね、やはり。ある程度こういう声がありますよということでお届けします。ですが学校の先生は運動場とかそういうようなことも、指導者のことも考えながらやっています。

北中ですと、以前サッカーがあつたようですね。でも子供の数、ちょっと若干減って、ほかの部活をやって、そして、どっか潰さないかんときにハンドボール潰さないかんとこう言われまして、いや、それはねって。でも潰さないかん。でも、それは先生方の考えで、それをなくて、そしてこちらにするかどうかとか大分検討していただいたんですけども、最終的には、これ、学校のほうの校長先生が。ですから、部活動の時間についても、ある程度学校のところで決まっております。

ですが、これについては、最近、働き方改革とかいろいろなこと言われていますので、海部地区全体で部活動の時間を大体1日2時間程度、土日はどちらかで3時間とか、そういう決めができました。朝と帰りもやっている場合があります。朝と帰りでも、先生方もそうだけど子供も大変だと。でも、一応、夏ぐらいの日には朝と帰りやりますが、冬場になったらすると朝だけとか、あるいは朝なくしてどちらかでやるということで、子供たちの負担もそうですし先生方の負担も軽くするというので、海部地区全体でのそういう教育長会っていうんですか、そこで話し合った。そしてそれは中小体連といいまして、体育を考えているそういう先生方がみえます。そこの意見をいただきながら、部活動としてどうしていくかということで話し合って、大体の線が出たところで学校の校長先生方に、こんな線でどうですかと。それをちょっとやっています。枠をつくるのは、時間については。ただ……ですから部活動の種目もそうですし、どの程度……時間は決めますけども、内容的なものについては学校にお任せということであります。

ですから、先ほどありましたように、私、今ちょっといきなりもらって、今、頭の中整理しながらお話をしておるんですけども、またそういうよそのところの研修も行かれるようであれば、再度少し、今、私が話したことも含めまして、ちょっと整理してみたいと思っていますし、そんなことをご勘弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○12番 奥田信宏君

多分、やってみることはあまり違わないと思う。というのは、多分、クラスの35人なら35人で、学校へぼんと来ますでしょう。そこで、その中で担任制をとらないだけの話だと思う。担任制をとらなければ、今おっしゃってみたいみたいに、学校の先生ずっと科目で入りますよね。それで、そこで担任制をとらなければ、そうするとホームルームどうするんだいということになると、1、2、3、4で変わるんだそうです、先生が。そのほうが、学期ごとに変ったほうが、結局ほかの意見が聞こえるんだけど、そういうのはありましたし、この近所では、今、飛島学園いろいろなことやっていますので、あそこも見に行ったりして、とりあえず、また何かわかったらお教えをください。私もおもしろいと思って、誰が任命権があってどこまでが校長先生の範囲だろうというのを、どこまでなんだろう、実を言うと、それで管理ということについてお聞きをしたわけでございますので、はい、ありがとうございました。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

249ページ、実績報告書では94ページになりますけれども、文化財保護等事業費補助事業の310万6,000円ですが、これを見ますと文化財の整備及び芸能の伝承活動に対する補助金を交付したということで、一括で310万6,000円というのが出ておりますけども、ちょっと内容

が知りたいのでお聞きするんですが、これ多分どっかの保存会とかそんな名前のところが、かかった費用を請求して、それに対して補助をもらうということだと思っんですけども、その総額が310万円ほどということだと思いますが、これ、今、どれだけの団体が申請して、その補助額、補助金ですが、どういう算定で、多い少ないあるかわかりませんが、ちょっとその辺のところ、詳しくなくてもいいんですけど、さっとアバウトで教えてください。

○生涯学習課長 松井督人君

では失礼いたします。

ただいまの文化財保護等事業費の補助金の関係でございます。

団体数でいきますと22の団体に補助金のほう交付をさせていただいております。一番のところとしましては須成文化財保護委員会に、対象の文化財、芸能名といたしましては須成祭で金額が100万円でございます。あと、須成文化財保護委員会、国指定文化財維持管理事業といたしまして、消防設備の点検等6,000円、その後は、同じく須成文化財保護委員会の町指定有形文化財維持管理事業といたしまして文化財の薫蒸を行いました。それに対しての10万円の補助となっております。あとは、西大海用神楽太鼓、舟入神楽保存会、西大海用神楽太鼓保存会、本町分神楽保存会等10万円の補助が19団体に行われております。蟹江新町日吉神楽保存会につきましては、伝承事業につきまして20万円の補助となっております。

以上、合わせまして22団体について310万6,000円の補助とさせていただいております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

今聞かしまして、ちょっと、記憶……須成のほうに310万円のうちのどれぐらいになりますかね。後が須成外ということで、ざっとわかりますか。算定の仕方が、今、日吉神社は20万円ではほかの太鼓は10万円でその補助の算定というのはどういうふうになっているんですか。それについて2点ちょっと。

○生涯学習課長 松井督人君

須成文化財保護委員会につきましては、国指定の重要無形民俗文化財ということで金額が100万円という形になっております。

あとは国の指定、それから県の指定、そういった指定の段によりまして補助の金額等が要綱で定められておりますので、それにのっとった形での補助となっております。

以上です。

○14番 高阪康彦君

須成は本当に、それは世界ユネスコに認められて補助も、それは当然だとは思っんですけど、この小さな町の蟹江町でもその須成を含めると22団体があつて、その他の団体もそれぞれ地域で芸能の伝統活動というのはやっていたんですよ。私ども本町地区というのは多分6町内か7町内が申請出して10万円か8万円かわかりませんが、そんな補助をいただいているんで

すけど、私が言いたいのは、その費用に対して多分一律なんか10万円というふうな査定があるように思うんですよ。今回、私ども町内で考えておるといのはいろいろな行事を、ちょっと令和を記念してとか町制130年を記念して、少し一所懸命やろうかと思うとやはり費用がかかるんですよ。なかなか費用の出場がなくて、補助金いただければありがたいんですけども、一律10万円ですと、例年やっていることぐらいしかできないというようなことで非常に大変なものですから、これ、予算枠として、その、例えば申請が多かったら予算も上がるんじゃないかと、もう枠が300万円ぐらいの決まって、それ以上上げないとかそんな感じもあるんですか。

○生涯学習課長 松井督人君

ただいまのことにお答えをさせていただきます。

300万円が頭打ちという形ではなくて、来年度の補助金について説明会を今年度させていただいております。それで大体の申請をされる金額、事業等内容を見させていただいて、来年度の予算に反映をさせていただくという形をとらせていただいておりますので、たくさんあった場合は何とかたくさん出せるようにという形でやらせていただいております。

以上です。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

先ほど、奥田議員の質問に関連して……項目がちょっとよくわからんのですが、何ページになっておったかな。

(「215」の声あり)

ごめんなさい、それじゃ215で、それで質問させていただきます。

よく似た話になるんですけども、小学校、今度土曜日ですか、一斉に運動会があると思いますね。ちょっと天気の方が心配されるんですけども、それで僕がいつも、うちは新蟹江小学校の学区ですから、新蟹江小学校の子供たちとお話ししておるんですけども、今回、運動会でいつもお昼の前半終わって、後半があるんですけども、その間に金管の方の子供たちのあれがあるんですよ。それがことしなくなっちゃったわけですよ。皆さん楽しみにしておるんですけども、それがなくなっちゃったわけです。聞いてみると、先生がやらないからという話ですけどもね。いろいろ聞いてみると夏休みの宿題でも8月20日が最終の出校日だったらいいです。それまでに持ってこんと、あとはもう20日以降は持ってきただめだと、そういう言い方もされると。

いろいろ聞くんです。新蟹江小学校だけの話ですからあれですけども、それにあそこ、また今の話でクラブもやめちゃったみたいですよ。2つ、3つあったやつもね。

今、教育長言われた、僕も考えてみると今の働き方改革、その言葉が今、前面に出てきちゃって、学校の先生たちも非常にやりにくくなったというか、現場がちょっと混乱している

んじゃないかなと思うんです。先ほども教育長お話しされておったことについて、もう一度所見を聞かせていただきたいんですけれども、教育長も現場でやってみえた方ですから、今の現場と自分たちが、教育長たちがやってみえた現場と先生たちの質というか、どういうんでしょうね、気がつかれたことがあったらちょっと一言お願いをいたします。

○教育長 石垣武雄君

昔、私がやってきたことと、今というのはちょっと比べるのはあれですけども、まず新蟹江小学校が金管部がなくなって、先ほどちょっとお話ししておったのは、部活動についてはある程度学校の先生がお決めになるということです。働き方改革もあろうかと思えますけれども、子供たちのそういう面もあります。

特に、部活動は小学校でもそうですが、勉強が終わった後やります。シーズン部活というものもありますけれども、蟹江町内が実は金管がこれで蟹江小学校少しあったかどうか、ことしの前半ぐらいでもう全部金管部はなくなるという方向で今動いています。実際に、うちの次長がそうですけれども、金管が使えるものがあつたらもったいないものですから、1カ所に集めまして、中学校の先生に来ていただいて使えるものを使ってくださいと。そして、あと使いにくいものを今まとめて、どこかでそれが使えないかなということで今やっているわけでありまして、金管部がなくなるというのは、私自身もちょっと残念だなと思わんでもありません。ですから、町民まつりも多分そういうようないろいろな場面で子供たちがほかの地域のところもあつたわけですが、それがなくなってしまうということでもあります。

これは先ほども言っているように、特に中学校の部活動の時間が制限がされ始めました。小学校については、陸上競技大会、これは海部地区全部残っているみたいです。ですので、弥富と飛島と蟹江が集まる弥富へ行くんですけれども、5月ぐらいの陸上競技大会は参加をします。あと、実は金管もそうですけれども、そういう大会でバスケットとサッカー大会がご存じだと思いますが、これも実は去年からなくなりました。私ども若いころですと水泳大会というのは覚えていますか、夏に。これもあつたんですけれども、そういうような面で、いわゆる先生がかかわる時間が勉強面というか、朝の8時半だったら8時半から5時15分ということの中で、部活動がどれだけかかわっていけるかと考えたときに、やはり一番大事なのは授業でありますので、そちらの中心にしていくということでもあります。

それから、もう1つ8月20日の宿題のことがちょっと気になったものでお話をしていますが、全校出校日は大体、これは海部地区で全体、大体2回というふうに、夏は。子供の顔を見る、そして健康状況も勉強のでき具合も見るわけですけども、2回と決まっているんですが、これは海部地区全部ですが、最終的には2回を学校の校長先生が学校行事とあわせたり、いろんな形で決められます。ですから、同じ日もありますし、違う日もありますが、2回。8月20日が多分、今回2回目の最後だったと思います。

昔は僕たちもそうですけれども、9月になつても始業式にたくさん子供たちが宿題を持っ

てきたり、皆さん方も多分そういう経験あると思いますが、最近はみんなまとめては大変だから、ある程度計画的にということで、8月20日が出校日の2回目だったら、その日までに持っていらっしやいよ。それでまた、9月1日に持っていらっしやいよとやるんです、大体が。

でも、今ちょっとお話し聞いたら、8月20日以降はだめというのは、ちょっとこれは一遍学校に聞いてみたいと思いますけれども、夏休みの間に宿題を出して、そしてたくさん一緒に持っていくの大変ですので、学校の先生も計画的に多分やったと思うんです。それが8月20日であり、9月1日か2日の始業式というようなことであると思いますが、それが8月20日以降はだめいと親御さんも子供たちもえっと思ってしまうので、ちょっとそれは宿題というか課題として一遍状況を見てみたいというふうに思います。

それから、あわせていうならば働き方改革ということなんです、なかなかこれ難しくて、実際に調査を、時間外勤務を調べてみたら、先生方で小学校は若干まだいいんです、中学校になりますと大体五、六十時間はまず普通、そして80時間、中には100時間があったんです。実は、先回校長・教頭会があったときに、というのは100時間というのはどうやって出るんだろうなと思いつつながら、そうすると1週間で25時間オーバーワークをしているというようなことになってくると、そうすると大体25時間ということは5日間ですと4時間ぐらい朝と帰りにあると、それは部活動、特に中学校があればいいんですけど、私が言ったのは、私のときがそうでした、大分前ですけども、先生はいわゆる時間外勤務手当がないんです。調整手当というものがありまして4%ぐらい。これで全てやれということで決まりました。

そういう点で、先生方は、私もそうでしたが働いているんですけども、働いているという感覚じゃなくて、子供たちがおったり、あるいは残業で先生方と話をしたり、職員室で結構8時も9時もおったわけです。意識がないんです、時間的に。今、これで8時半から5時15分、それ以外は何時間というふうに今、調査が来ているものですから、先生方の意識も変えなきゃあかんということで、要するに30分でも早く帰れることがあったら、学校で例えばやっていて、誰々先生まだおるから、俺もおらんかあかんとか、そんなこと関係ないよ。一応職員会とかそういうようなものはいけませんが、それ以外であと自分の教材研究とか何かでやっているんだしたら、それはあしたまでにきょう絶対やらなあかんことはやらなあかんかわかりませんが、あしたでもやれるんだしたら、それはやらなくていいわけだ。そういうようなちょっと割り切り方をしながらやらないといけない。

実は、長時間労働で県から調査があるものですから、それもたまにあるわけですけども、少なくとも先生方が意欲をそいではいけませんが、だらだらとおるわけではないわねと。だから、1日例えば3時間半とか4時間のまず30分早く帰るよう言って、先生方、意識してください。校長先生は帰らないかんよというだけでは弱いので、もし本当にそれが帰れん状態

であるならば、授業のほかに、例えば公文書があるんです、いろんな形でそれぞれの係があるわけです。給食係もそうです、集金はもういいんですが伝票を書かなあかん。あるいは教科書の担当とか、いろいろ先生方はこうやって仕事があって、自分が当たっている仕事をやっている。それをある程度、この先生は本当に仕事が多いのか、少ないのかは、これは校長先生の責任になってくるよと。

もし、それが本当に多ければ、別の先生にサポートしてもらうか、分けないかん。学校全体でこれだけの仕事があるけれども、中には可能性として平等にできん場合もあるんです。この先生ちょっとできそうだから普通の1.2倍、この先生は0.9ぐらいということは若干あります、仕事の関係は。でも、それ以上になったらやっぱり負担になるし、いけませんので、ですからそういう点を校長先生も経営者として考えてほしいし、先生方も今まで時間に意外とルーズな面があるものですから、それは本当はいい面だったかもしれませんが、今、こういう時代ですので、ちょっと意識をもっていただきたい。そんな話を今、校長先生を通してしているわけですが、ちょっと長々と話をしてしまったので、何を話したかわかりませんけれども、そんなことであります。

以上です。

○8番 黒川勝好君

本当にありがとうございました。

さっき言った8月20日というのは子供が言ったことですから、あまりきちっと裏とったわけじゃないですからあれですけども、本当に現場の先生たちは大変だと思います。我々勝手な意見であれがなくなっちゃうからいかん、これがなくなっちゃうからいかんと言ったわけですけども、やはり時代も変わってきたし、やっぱり先生たちのやり方もいろいろ変わってきたと思います。昔みたいな考えではいかんと思いますものですから、今の教育長の話、十分理解、私もしたつもりでございますので、これからもご尽力をよろしくお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

ここで暫時休憩とします。

午後1時から再開します。

(午前11時59分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○9番 中村英子君

9番 中村です。

2点お願いします。

1点目は、ページ数が237ページの生涯学習まちづくり推進事業講師委託料というところ
です。ここで135万7百幾らというふうになっていますけれども、これは支払い先ですけれ
ども、内容はどのようなものですかということをお伺いします。

それから、もう1点は、実績報告書の84ページです。ここに小学校の施設整備事業とい
うことで、校舎等の修繕工事というものが羅列をされております、その内容が。その中でトイ
レの改修ということを順次やっているかと思えます。トイレに対する苦情が過去にもずっと
多くて、このトイレに対する改修というのをやっていると思うんですけども、トイレの改
修がどれぐらい今まで整備ができて、そして今後どれぐらいまだ整備をしなきゃいけないの
か。これが完了するには大体どれぐらいの時期になってくるのか。それについてお伺いを
いたします。

○生涯学習課長 松井督人君

では、生涯学習まちづくり推進事業講師委託料の支払い先につきましてお答えをさせてい
ただきます。

30年7月1日に開催をいたしました大会での講師委託料ですが、沖縄県読谷村波平伝統芸
能保存会が蟹江町にお越しをいただいて、獅子舞を演舞をしていただきました。そちらへ充
てての講師支払いとなっております。

以上です。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、2問目のトイレの改修工事についてお答えさせていただきます。

令和元年、ことし9月1日現在で学校のトイレの洋式化としましては、全体で40.68%と
なっております。小学校42.58、中学校36.44です。全国的に比べるとまだ若干低いという
ところがあります。それで、小学校のほうにつきましては、新蟹江小学校がちょっとおくれ
ているような状態、約11%、12%弱というところなので、そこをまずはおくらしているよ
うなとか、洋式化率がちょっと少ないようなところを中心に行っていこうという計画でいま
す。

ただ、すみませんちょっと手元に具体的なのがありませんので、いついつまでというこ
とはあれですが、もう少し5、6年、もうちょっとかかると7、8年ぐらいかかると思いま
す。

ただし、それでも全体的に60%ぐらいを目指していますので、これ終わったからといっ
て洋式化率が100%になるというわけではありません。

すみません、以上です。

○9番 中村英子君

実績報告書の89ページでは、生涯学習の推進事業として、これは今説明があったように
沖縄県の読谷村から来ていただいている人たちに対して、講師、今回講師の委託料とい
う感じでお金をお払いをしているのでしょうか。

これは読谷村の人たちが何人か来てやっていただいて、それはそれで結構なことだと思
う

んですけれども、この方々を沖縄の読谷村からお呼びして、そしてその費用だとか宿泊費だとか全て、出演料があるのかどうかわかりませんが、そういう中身のものであって、従来こういうやり方ではなかったものですから、講師をお招きしましたね、一人の講師をお招きして、その人が100万円の人もいれば、もっとの人もいるみたいな話もありました。過去そういうやり方だったんですけれども、これは読谷村の方々の出演料というか、来ていただいた料みたいなお話の理解になるのでしょうか。

○生涯学習課長 松井督人君

今、中村議員がおっしゃられたとおりで、昔は著名、有名な方をお呼びをいたしまして、その方の講演会を開催をして皆さんに生涯学習、生涯スポーツについて親しんでもらうという形のをやっておりましたけれども、ここ数年でございます提携を結んでおります読谷村、それから県内の設楽町からそれぞれ地域に密着した伝統芸能等を生涯学習まちづくり推進町民大会で披露していただいて、蟹江町とそれぞれの町村が深く交流できるように、その中でまた生涯学習を推進していこうという形に変えたものでございます。

講師委託料の内容につきましては、読谷村から来ていただく皆さんの交通費、宿泊費等全部を含めた形での支払いとなっております。

以上です。

○9番 中村英子君

そうしますと、分類として講師委託料ということにはならないんじゃないでしょうかね、説明としては。

ということで、それからあと今、設楽町の話も出ました。年度によってちょっと違っておりますけれども、ただはっきりさせておきたいことは、講師委託料の名目で読谷村の人たちが結局何人みえたんですかね。何人みえて、何をしたんですかね。結局、この中身についてきちんと読谷村の人たちは何人いらっちゃって、その人たちにどれだけのものがどれだけ払われたのかということについては、もう少しちゃんと説明をお願いします。

それから、トイレの関係なんですけど、まだ改修したところは本当にいいんですけれども、今後改修するところにつきまして、どういう予定であるかということと、一応の目安をちょっとお示ししていただければありがたい。それは今はちょっと難しいかもしれないので、後日でもいいんですけれども、ちょっとお示しをいただきたいと思うんです。

お母さんのほうからトイレに対する苦情というのは、まだ届いているものですから、何とかしてほしいということをおっしゃるので、今後のことについて、後ほど示していただければありがたいと思うので、お願いします。

読谷村については、どういうふうにご覧いただいているのかということをもう少しきちんとお願いします。

○生涯学習課長 松井督人君

こちらの支払いにつきましては、申しわけないですが、今資料をちょっと用意させていただくので、お時間を少しいただければと思います。お願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

決算書の259ページの学校給食管理費でちょっとお伺いしたいんですけども、小学校、中学校、それぞれ学校給食の保護者負担分が今あります。小学校については260円と中学校に関しては300円で、ちょっと今回聞きたいのは、多分そうじゃないかなと思うんですけども、前回の消費税の増税に伴って増税分は公費で見ようということになり、30円公費で見えています。10月から予定されている消費税、8から10なんですけれども、この2%分、保護者の負担が多分軽減税率の対象になって上がらないと思うんですけども、その点の確認をお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどの議員の質問のほうに答えさせていただきます。

消費税10%のほうに10月1日から改正されますが、先ほど議員がおっしゃられるとおり、給食に使う食材は軽減税率8%の対象になっております。一部お酒については10%ではございますが、給食で使う食材のほうは8%の軽減税率ですので、今回の消費税の改正に伴う保護者様が負担する給食費のほうは据え置きとさせていただくということでご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。学校給食センターで一括してつくっているから、仕入れから賄い材料費ということで据え置き8%で済むから、保護者の負担も今回は別にいただきませんよということだと思って聞いたんですけども、その情勢のもと、今後の見通し、確かに給食センター自体の人件費からいろんなものも含めて若干高くなっていることも加味して、それをもとで賄い材料費もいろいろ頑張って努力して仕入れを安く抑えていると思うんですけども、今後どうなっていくのか。これだけ今の情勢的に増税前から物価が上がって、飲食業も値上げをするわ、いろんな食べ物も値上げをして、それこそ本当さっき黒川さんが言う便乗値上げだという話もよく今出てきている中で、給食が今後、学校給食、僕として無料を言っているわけなんですけれども、そういうことも影響含めていくと、今後の見通しをどう判断していくのか、その点ありましたらお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどのご質問に回答させていただきますが、食材費、今後食材のほうの値段というのが、いわゆる物価のほうもそうですし、消費税、消費税のほうの人件費等々がどのように食材のほうにかかわってくるのかというのは、正直まだ見通し切れていないところがあります。

ただ、給食センターで使っている人件費等については、保護者負担金の部分にはなっておりませんので、あくまでも保護者負担金といわれるものは、私どもセンターのほうで買っております児童・生徒に提供する食材の部分を保護者のほうで負担していただいております。

ただ、先ほど議員がおっしゃられるように、今後物価の上昇とか、そういったものがどのように食材に加味されて金額のほうが変わるのかというのは、今後きちんと注視して運営のほうを行っていきたいと思いますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

頑張っ努力して、前回の消費税も30円の頑張っ努力してくださったわけです。そんな状況で物価上昇も含めて、今幾ら材料、賄い材料費としても多分おさめている業者も本当苦しいかなと思うんですよ。実際の話、本当はもうちょっと払ってほしいかなと思うような状況のもとで頑張っ、今後も給食については、食の面も関して教育ということを考える上で、ぜひともそのまま、できれば無料も考えながらやっていただきたい。要望として言っておきます。お願いいたします。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

ちょっと1つだけ、すみません。実績報告書86、87ページの今の扶助費のところですけども、29年度、30年度と比較して、小学校、中学校の扶助費、学用品から校外活動費ですか、それまでずっと出ているわけですけども、ちょっと僕が理解できないのが給食費でして、小学校のほうを見ていただくと、これが109人で291万6,000円なんです。それが30年度は143人で530万5,500円に大きくふえているわけです。中学校のほうも見ていただくと、給食費が29年度が93名で294万6,100円、これが30年度になりますと106人になって、金額が450万5,600円と、人数がふえた割には、当然ふえているんですけども、その割に金額が大きく上がっているわけです。

普通単純に考えれば、1人1万円の100人なら100万円、それが150人になれば150万円で普通わかるわけですけども、この数字的に見ると、人数がふえた分以上の金額がなっているわけですけども、これはどう理解すればよろしいですか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、いわゆる準要保護世帯の就学援助費ということになります。それで、平成30年度分からにつきましては、給食費はそれまで4分の3、75%だったものを4分の4、100%に上げさせていただきました。なので、ふえた人数分より見た目も多くなるというような形です。

(「そういうふうに変えたの」の声あり)

そうです。補助率が変わりましたということです。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、266ページから269ページの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で認定第1号「平成30年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第2 認定第2号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、274ページから300ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

国保の特別会計についてお伺いします。

昨年度の毎回僕も言っているように、一般質問でも県単位化になって初めての蟹江町での決算ですね。そういう状況のもと、昨年、29年度の決算と大幅に変わっております。

まず初めに、今回の歳入歳出とも総括的なことで、どの辺でなくなった科目もありますし、そういうことをちょっと昨年と比べてどこが変わったのか、具体的にお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

昨年度と比較させていただきまして、かなり額が減っているよということのお問い合わせでございますけれども、まずやはり平成30年4月から国保の運営が県のほうへ移管されましたことによりまして、今まで特に国のお金なんですけれども、国の交付金、負担金等が町のほうへ入ってきておったものが、直接愛知県のほうへ入るようになったものが何個かございます。それから、支払い基金といいまして、例えば前期高齢者の交付金だとかは直接町のほうへ入ってきておったんですけれども、こちらも県のほうへ入るという形になっております。ですので、全体的にこちらの決算額のほうはかなり縮小をされているというものになります。

ですので、項目をといわれますと、国庫支出金の中の国保の負担金補助金、それから前期高齢者交付金のほうが歳入としては大幅に減っております。また、共同事業交付金というものがございまして、こちらも高額医療費の関係の共同事業だったんですけれども、こ

ちらの歳入も直接県のほうへ入るようになってございます。

逆に歳出で申し上げますと、こちらといたしましては大幅に変わっておりますのは、逆に共同事業の納付金、拠出金というのがございましたけれども、これが支払わなくて済んだよという形になりますので、そこが大きく変わっておるところでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

大幅になくなっているもの多くて、決算的には昨年とちょっと比べようがないと思いますけれども、それを聞いた上でなんですが、今回歳出のほうで、今回、昨年も特定健診事業について、ちょっと力を入れていくということで、予算的にも3,387万4,000円とっていたものを決算的で終わると2,362万3,001円ということの決算が不用額として1,000万円も不用額としてなっております。

この特定健診事業費、言っていることとちょっと予算的な問題もあるんですけども、この減った内訳についてお願いをいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

まず、一番大きな減額理由としましては、29年度に委託しておりました特定健康診査等実施計画、それから国民健康保険のデータヘルス計画、これが400万円かかっておりますので、こちらが29年度委託しておりますが、これが30年度はなくなっておりますので、最も大きな理由としては、これだと思われま。

あと、個々の細かいところで、いろいろ増減はあるんですけども、一番の大きな理由はこの委託料のあるなしだと理解しております。

以上です。

委託料のこれが400万近くありますので、29年度から30年度にかけてですね。

○保険医療課長 不破生美君

保険医療のほうからお答えさせていただきます。

特定健診の事業費の中には、もちろん健診の費用も入っておるわけですがけれども、先ほど健康推進課長のほうが申し上げましたように、29年度につきましては、データヘルス計画と、それから特定健診の実施計画、2つを策定しておりました。そちらは3年に一度策定することになっておりますので、こちらにつきましては29年度があつて、30年度はないよという形になってきます。それぞれ特定健診の実施計画が168万円、それからデータヘルス計画のほうで224万円、それぞれ委託料がございました。

そうしますと、それよりも今年度事業費の比較をしていただくと、約290万円ほど減額されているかと思うんですけども、それよりは差し引いたとしても特定健診の事業費自体はちょっと多く使っていますよという形になりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

今、健康推進課の課長が見せたのは、こういうものをつくりましたということを見せてくれたんだね。わかりました。その計画自体で400万円削減して、3年に一度つくるので、29年つくって、30年、31年はないよということなんですね。その分がまず減少している。最終的に、特定健診だけで勘定を見るとふえているよということですね。

特定健診、みんなに受けてもらおうと努力していたのに、何で減っちゃったのかなということでもちょっと聞いたんで、そのもとでちょうど実績報告書の中でも特定健診事業について、中身が年度ごとに107ページに書いてあるんですけども、対象者数があつて、受診者数があります。4割ぐらいの人、4割弱ぐらいの人が受けているんですけども、その中で特定保健指導者数という欄があつて、多分特定健診を受けてちょっと異常だよとある人に指導をお医者さんのほうから指導をしてくれると思うんですけども、この31人に対して、どんなフォローをしているのか。要精密検査、要医療でもう至急入院ですよとかあると思うんですけども、その辺のどんなフォローをしているかをお願いしたいです。

それと、もう1点、同じく特定健診で今、国保の加入者と後期高齢もあるんですけども、特別会計、今回国保の特定健診で聞くと、じゃ実際に僕も国保の加入者なんですけれども、国保の特定健診を僕も受けていないんですよ。いろんな項目があつて、ほかの健診で受けたほうが充実していて、若干お金がかかる必要もあるんですけども、そういう意味でほかの健診を受けている人を把握しているのか。

全体的に国保の加入者で4割弱の人が受けていた中で、もうちょっと全体的に合わせると多いのか。その辺の把握が結構できかねないんですよ。そういうことをアンケートをとってやっているのかということをもうちょっと詳しくお願いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

特定保健指導につきましては、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群による脳卒中、心筋梗塞、糖尿病などの予防を目的に、保健師または管理栄養士などが生活習慣の改善をお手伝いするプログラムでありまして、こちらのほうは健診を受けていただいた結果、おなか周りが一定以上大きい方とか、糖代謝とか脂質、中性脂肪とか血圧が高い、またはたばこを吸われる方、こういった方がピックアップされまして、動機づけ支援と、また積極的支援と2つのコースに分かれているんですけども、そういった方に利用券を送りまして、医療機関にかかっただくこともできますし、保健センターで指導を受けただくこともできますんですけども、6カ月ぐらいの期間にわたりまして、生活習慣の改善、食生活とか運動とかそういったものを見直す機会ということで、体重をこまめにチェックしていただいたりとか、血圧をはかっていただくとか、そういった半年間助言を差し上げて、生活習慣の改善に資する、そういうプログラムであります。

以上です。

もう一つ、私ども国保、社保と町民全体の方の健診受診の状況を私ども把握しているかというご質問だと思うんですけども、まず国民健康保険の加入者の方につきましては。愛知県の国保連合会のデータベースが私ども見ることができますので、そういった健診の受診、未受診、それから健診の受けた内容とかは把握しております。また、後期高齢者医療制度加入者の方のデータも私ども町の健康管理システムがありますので、それでわかります。

あとは、がん検診です。がん検診の受診、未受診、これについても私どもの健康管理システムで把握しております。それ以外の社会保険等の加入者の方の健診の受診とか、その保険で受けていただいている人間ドック等については、それぞれの保険者が実施主体となりますので、生活習慣病予防等を指導する義務がそちらのほうにありますので、その情報はこちら蟹江町のほうでは把握できておりません。

ただ、町のがん検診につきましては、誰もが受診できますので、例えば社会保険加入の方が町実施のがん検診を受けていただきましたら、こちらのほうにその段階で私どもの健康管理システムのほうにデータが残るので、それ以降情報はつかめます。また、いろいろ健康指導を私ども保健センターのほうでやっておりますので、国保に加入してみえる方以外の方が、ご自分の独自の保険で加入された保険で受けられた健診のデータを持って、こういった保健センターへお越しいただいて健康相談を受けていただければ、その際そうしたデータを拝見することができますので、そういった段階を一つ一つ踏まえて受診状況等を集めることができるという状況であります。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で認定第2号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第3 認定第3号「平成30年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、304ページから312ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第3号「平成30年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろし

くお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第4 認定第4号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、316ページから340ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

介護保険について、全体的な総括ということでお伺いしていきたいと思うんですけども、まず最初に決算書の318ページに基金の積立金があります。その基金の積立金6,392万円とあるんですが、実績報告書の中で基金の内訳が載っている表があります。20ページで、この介護給付の準備金基金でいくと5,910万9,451円ということで、ちょっと若干数字が合わないことの説明と、何かほかに関係してくるものがあるのかの説明を最初にまずお伺いしたいと思います。

そのようなもとの、今のちょうど実績報告書のほうが今の基金の状況でわかりやすいと思いますけれども、取り崩し部分、今の介護給付費準備金の取り崩し部分で4,300万円崩しています。また、5,900か6千幾らかちょっとわからないんですけども、基金をまた積み立てるということで、基金崩して、また基金つくるという、この流れ的なことの説明をお願いしたいです。

まずそれをお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

まず、私のほうから先ほど議員がおっしゃいました決算書と主要成果の積立金額が若干相違があるのではないかとこのところについて、私のほうから答弁をさせていただきます。

主要成果の20ページの最下段にございます介護保険給付費準備基金の積立金5,910万9,451円でございますけれども、こちらの数字につきましては3月末ということでこの作表をさせていただいたところでございます。実は、それ以降におきまして平成30年度の保険者機能強化推進交付金というのが交付されまして、これが481万円でございます。

この平成30年度の交付金につきましては、私どものこの基金に30年度として積み立てるべきものでございましたので、3月31日以降でございます、出納整理期間中ではございましたけれども、481万円分を積みさせていただいた後の金額、これが決算書で申しますと337ページでございますけれども、これに481万円、県の保険者機能強化推進交付金をオンした形で、6,391万9,451円という介護給付費準備基金積立金として、平成30年度決算としてはこの数字で上げさせていただいたということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○介護支援課長 後藤雅幸君

先ほどのご質問にありました基金を4,300万円ほど取り崩した上で、また基金を同じように積み立てているというご質問でございますが、当初、今年度の支出がそれぐらいの支出があるだろうということで見越して取り崩したものでございますが、結果的にはでございますが、支出が思ったより伸びなかったということで、また基金に戻したという経緯でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

最初の部長から説明があったので6,391万9,451円が正確で、3月31日、3月末に過ぎていたんだけど、そっちに入れるべき金額だということで、6,300万円が正しいということによろしいですね。

じゃ、今の4,300万円取り崩して、また6,300万円、給付の関係で万が一必要になるから、まず崩して、最終的にこれだけまた基金ができたよということでもいいんですね。そのような状況のもと、4,300万円確かに崩して、6,300万円で2,000万円ほどふえていますよね、基金。最終的に介護保険自体、基金を積み立てるべきものなのか、実際の話。

最終的には、決算上でも収支の収入から支出を引いた金額でも2億1,500万円あるんですよ。そのような状況のもと、じっさいには昨年、30年度からちょうど第7期ということで保険料の第5段階の基準の5,100円が5,500円になったわけなんですけれども、じゃ実際にそれだけ上げたにも、基金もふやしながら、収支的な決算上でも2億1,500万円も最終的に次年度に繰り越すという決算になっているんですよ。

実際に、それじゃ昨年切りかえたときに、それだけ5,100円を5,500円にしないではいけなかったのかということがいささかちょっと疑問で、その分を何とかできないのかなど。じゃ、最終的に基金を10億円いるのか、20億円いるのかという問題をちょっと今現状、考えている基金の金額を確認したいのと。

じゃ、基金の目的、実際は先ほどの介護の介護分で、給付金が極端にふえる場合があるということで、そういうときのために基金を積むということだと思っておりますけれども、じゃ実際今まで急激な基金を使うほど急激な介護の給付費が、サービス費が発生したのか。そんな多分ないと思います。

そういうことで基金が実際に本当の役割をどう考えているのかお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にありましたように、基金のそもそもの設立目的が介護保険給付事業の安定化をするためという性質がございます。確かに、毎年介護給付費というのは年々上がっているという事実がございます。ただし、給付率はその年急激に上がるというものは、なか

なか確かに想定しにくいものでございますが、ただ、確かにただいまが介護保険の第7期の給付、30年度が始まっておりますけれども、基金繰り越しても来年度さらに支出が伸びることは目に見えておりますので、ある程度の基金の積み立てが必要ということをご承知いただきたいと思っております。

ただし、基金の積み立ての金額が妥当かというところにつきましては、確かに言われるように見直すべきところもあるかと思っておりますので、今後の伸びなどを適切に考えたうえで、幾らが適切な積み立ての金額かということは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

基金、実際これは確かにそう、幾ら要るのか確かにわからないと思うんです。

最後に町長でも部長でもいいんですけれども、実際、基金がいて、仮に老保健施設、老健が必要だからもうちょっとためておきたいよという目的があって、確か飛鳥村がそれを目的ですごい値上げをしたんですよね。そういうことを考えているのか、そういうことであくまでもサービス費の急激なサービス費が今後、それもわかるんですよ。団塊の世代の高齢化が来るんで、介護の利用者数もふえてくるというのも加味したとしても、余りにもちょっと基金もこうやってふやしながらやって、年間の収支的な決算でもこれだけの決算額を残す。次年度の繰り越しをするという意味で、実際に妥当なのか、その辺ちょっと町長、部長でもお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

基金の適正な積立額についてのご質問をいただきました。

今まさしく議員おっしゃいましたように2022年から25年にかけて、団塊の世代の方が後期高齢者医療のほうに移っていかれる中において、医療であるとか、介護であるとか、予防・住まい・生活支援などの一括的な提供の仕組みづくりということで今、地域包括ケアシステムを構築を行っている最中でございます。

議員もおっしゃいましたように、そのようなことからそれに向けての費用も含めて基金というのは必要だろうというふうに認識はしております。重度な要介護状態となっても、住みなれたところで長く人生の終わりまでを生活していただくために、どのようなことを構築していかなければならないかというところでございますけれども、まず私どもといたしましては、地域包括ケアシステムが示しておるところの介護予防であるとか、日常生活支援事業、在宅医療介護連携事業であるとか、生活支援体制整備、もしくは認知症の総合支援事業、この4つが大きな柱の事業でございますので、まずは要介護に至らせないために在宅の介護、介護予防が重要だという認識でございますので、そのような比較的今軽度の方を支援する形で、要介護に至らせない仕組みをしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、基金についてもそのような形でプールして持っておきたいというのが現状でございます。ご理

解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で認定第4号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長 安藤洋一君

日程第5 認定第5号「平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、344ページから352ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第5号「平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長 安藤洋一君

日程第6 認定第6号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、356ページから368ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第6号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長 安藤洋一君

日程第7 日程第7号「平成30年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

水道事業、これについてもページ数も多いですし、全体的な先ほどと同じように総括としてお伺いしていくんですけども、まず単純にわかる16ページのキャッシュ・フロー計算書なんですけれども、当年度純利益も5,500万円、5,565万1,592円上げております。減価償却費についても1億3,400万円上がっております。これで公営企業法の会計になっていますので、はっきりわかるんですが、そういう状況のもと、実際に減価償却もキャッシュ・フローの中に入れてありますし、借入れ、企業債、借入れ、普通で一般的にいうと借入れ、お金を借りる状態で、今の残が大分減ってきているんですよ。

最終的に今、企業債の明細書が27、28ページにあるんですが、最終的にどんどん減って、いまだと1,800万円かなということで、このような状況のもと、実際に水道事業自体借入れも少ないは純利益も上げているで、なおかつ減価償却も入れているんですけども、ほとんど借入れが終わった状態で減価償却もよく企業でやっていると、もう支払い終わっても減価償却できますよというのがあるんですけども、そういうような状況のもとで、実際に今の水道料金が適正価格なのかということがちょっといつも質問するんですけども、その分を還元しろと僕は言っているんですけども、その辺についての説明をお願いしたいのと。

まず、それをお願いいたします。

○水道課長 伊藤和光君

板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、キャッシュ・フローの見方でございます。キャッシュ・フローには営業活動のキャッシュ・フロー、投資活動のキャッシュ・フロー、財務活動のキャッシュ・フローと3段階に分かれてございます。簡単な見分け方としまして、キャッシュ・フローの中では業務活動がプラスであること、投資活動がマイナスであること、財務活動がマイナスであるという条件がよい企業というふうにされております。その中で、投資活動から財務活動を引いた部分がプラスであると資産がその年に賄われているということなんですけども、蟹江町の場合はこれがマイナスということなので、その年に入ってきたお金で事業が運営されておられません。こういう状態がキャッシュ・フローの見方でございます。

その中で、企業債のほうはだんだん減っております。来年度最終を迎えてまいります。これは平成11年、12年に蟹江町の水道事業、大きな電気改修工事をした際に起債事業を借りた事業でございます。この事業のほうも平成10年からもう20年ほどたっております。機器の更新というのは大体15年から40年とされている中で、発電機のほうはもう半ばを過ぎた状態でございます。そんな中で電気設備のほうの改修のピークは、私たち今計画の中でもっているのが2030年、ここにもう一度電気工事の大きな改修のピークが来ると予想しております。

ここに向けて今の状態で水道事業の資本金というものが使われる予定で、今計画を立てて

おりますのでご理解をさせていただきたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

企業債、来年度ぐらいで大体終わるんですよ。また新たにそういう設備に、確かに今の水道局のタンクの問題、いろいろあると思います。耐震管、老朽管の問題もあって、これからお金もやっぱりかかってくるということで、なかなか料金体系の見直しもできないということなんですが、じゃ実際にキャッシュ・フローで見て、確かに当年度ではマイナスだから何とも言えないよということなんですけれども、そんな状況で、実際によく水道料金の引き下げできないかと質問した中で、よく老朽管、耐震管の工事、そういう設備投資の関係に回していきたいという、よく答弁するんですけれども、実際に老朽管、耐震管で今どこまで進んでいるのか。今ちょうど下水道工事とあわせて水道の配管の取りかえも結構進んでいると思うんですよ。やっていることはわかるんですけれども、今現状どこまで、当初、最初に水道管引いたところなんかはもう大分古くなって老朽管、今だと耐震管になっていくと思うんですけれども、どこまで進んでいるか。その点の確認をしていきたいと思います。

もう1点、ちょっと今回聞いておきたいのが、決算ではないんですけれども、今、よく、千葉でこの間の水害でまだいまだに停電していますよね。断水もしている。そんな状況のところと、蟹江町はあのぐらいの水害で停電、停電になったりした場合、水道事業、水道供給はどうなってしまうのか。とまってしまうのか、いや大丈夫だよと、うちはあんなのすぐ復旧できるよ、ちょっとそれだけ、今の千葉の状況を見るとどう思うのか、どう考えればいいのか、ちょっと確認してきたいと思います。

○水道課長 伊藤和光君

老朽管の関係のご質問にお答えさせていただきます。

平成30年度老朽管の更新、約2,659メートル、価格として1億7,000万円ほど使用して更新をさせていただいております。耐震管にする割合としまして、平成29年度は20.6%、平成30年度で26.3%、約5.7%分進んでおります。ただ、耐震管の割合は全国平均でもまだ低い状態ですが、更新率のほうに関しまして、老朽管の更新率のほうは四十何%とって、全国平均よりも上がっております。ただし、工事のほうの職員のいろんな知識、経験不足、いろいろ議題に上がっておりますけれども、私ども蟹江町におきましても経験不足、職員のほうは不足しております。そういった面で頑張って、工事のほうをさせていただいておりますので、その辺はご理解をさせていただきたいと思います。

また、千葉のほうの停電の関係でございます。我々蟹江町におきましてもポンプ圧送でございます。非常に重要な電気供給というものがございまして、電気供給がされないとうちも水道管はとまってしまいます。ただ、自家発電で動きますが、自家発電のほうも能力がございまして、大体フルマックスで動いてしまいますと、大体20時間で重油のほうで切れてしまいます。そうすると千葉と同じような断水という形になってしまいます。

そこで、昨年度僕らのほうでいろいろ考えた結果、外部電源というのを設けました。これは、一般の建設業者の発電容量のちょっと小さめの容量の発電機をもってポンプ1台でも動かさないかということで検討した結果、何とか1台でも動かすということができることになりましたので、最低の圧力、大体2キロパスカルぐらいの圧力を送れるように外部電源のほうを設けさせていただきました。

また、今年度でございますけれども、非常用の給水タンク、組み立て式の非常用の給水タンクを8基設けまして、避難所のほうに1トン余りでございますが、蓄えられる施設を購入いたしまして、随時そういった災害対策にも準備していこうと考えておりますのでご理解をお願いします。

○2番 板倉浩幸君

どうしても今回、本当にまだに停電して、結局蟹江町の水道事業自体も停電しちゃったら自家発電持っているけれども、すぐ、1日ももたずとまっちゃうよで、外部と、どこかと提携して、その発電機借りながら、ちょっとでも早く復旧できるようにということなんですけれども、結局でも電気とまっちゃったら最終的には全部供給できないですよ。

しばらく、こんな1週間、もう千葉でも10日以上かな、2週間近く水も供給できないような状況になって、避難所自体、一番問題は避難所に供給するという今タンクから、避難所へ、それも進めながらやっているんですけども、一日もやっぱり早く水道、今ちょうどこんな時期だと夏場で特に暑いということで、熱中症の問題も言っていましたし、脱水症状、水が飲めない、トイレもその辺は考えればいいと思うんですけども、その辺で今後そういうことの外部とも協力して、じゃ実際に何かほかにもいい方法がないんですか。今の状態だとやっぱり蟹江町の水道事業でもとまっちゃうよ、しばらく水はとまっちゃうよということになってしまうと思うんで、その辺補足、補足答弁ありましたら、次長でもよろしいしお願いいたします。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

千葉の停電による断水というのは、本当に人ごとではないと思います。

たまたま私も9月に県と町が災害時にどのような連携活動をとるかということで、机上の訓練をしたばかりでございます。その中で、やはり愛知県の企業庁との連携強化を図っていたり、日本下水道協会では災害協定とか、名古屋市ともそういうような協定を結んでおりますので、他自治体や他県のほうから応援をお願いするということで対応するというのが唯一のやり方ではないのかなと。

たまたま昨今の千葉の状況を見ますと、どうも千葉県のほうが地方の状況を的確に把握できなかったということが原因の一つというふうに指摘を受けております。ですので、その点を教訓に、これから一層県との連携を密にしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で認定第7号「平成30年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長 安藤洋一君

日程第8 認定第8号「平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

下水道事業です。下水道事業も企業会計になって何年目、2年目、2回目の決算かな、3回目か。実際の話、ほとんど決算上は一般会計からも補助金や何か入れながら、それも莫大な金額を入れながらやっている事業なんです。実は、ただ、じゃ水道事業みたいに一般会計からお金もいただいていませんよとなった意味で、じゃ実際に今の会計が存続、下水道事業ができるのか、できません、できないよね。そういうもとの、じゃ企業会計にしないよといったのは国の指導、指示もあつたんですけども、蟹江町も早々企業会計になって、じゃ実際に、確かに下水道事業、水質の保全で衛生向上なんかも考えて必要だと私も思っています。下水道事業がだめじゃなくて、じゃこの企業会計自体が本当の会計なのか。当初できるときにも一般会計から補助金じゃなくて何とかという名目で5億円入れているのかな。

そういう面で、確かに今後下水道事業も国も当面あと10年も今はないかな、で終えるということで、蟹江町も下水道工事、ちょっとおくれた面もあつたんですけども、やはりまだまだ進んでいない状況であります。全体で今どのぐらいだったかな。5割ちょっとだよ。五十何%だと思つたんですけども、そういうことで、国の補助もなくなっちゃつてとなると、まずできないと思うんです。下水道事業、もう莫大な何十億も金がかかる事業ですので、そういうことも加味して、企業会計にしたことで本当に収支も出ちゃいますし、そのごまかしというわけじゃないんですけども、一般会計からも補助を入れています。これが本当の企業会計かということを知りたくなくなっちゃうんですよ。

そういうことで水道事業みたいに、もうほとんどが100%配管工事終わって、今、耐震管、老朽管の入れかえ工事に移っていく状況なんですけれども、まだまだ設備する状況のもとの、下水道の事業をやっていく中で、この企業会計自体、適切にちゃんと決算できるのか。その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

ただいまの板倉議員のご質問のほうに答えていきたいと思いますが、なかなかちょっと答えづらい部分がございます。とりあえず、先ほどの水道事業の説明に準じて説明をさせていただこうかなと思っております。

下水道事業の予算書14ページをごらんください。同じく下水道事業のキャッシュ・フローの計算書が表示されております。これ、いわゆる現金の流れを示したものでございますが、水道事業がプラス、マイナス、マイナスだったと思いますが、下水道事業につきましては、業務活動によるキャッシュ・フローというものがプラスになっております。これは本業による収入の支出の差額をあらわすものでございまして、プラスの場合ですと、通常の業務実施にある資金の収支や投資活動がプラスになっている。投資活動によるキャッシュ・フローについてはマイナスになっております。こちらのほうについては、固定資産や株、債券などの取得、売却をしたときの現金の流れをあらわしまして、こちらのほうはマイナス、一般企業でもマイナスが多いんですが、下水道事業についてもマイナスでございます。3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、こちらのほうは建設改良等の財源に充てるための先ほど議員ご指摘の企業債による収入とか、償還による支出などをあらわしたものでございます。こちらのほうがプラスになっております。

これを総合的に判断いたしますと、本業の業績はおおむね良好であるが、建設改良に係る投資財源を国庫補助金、一般会計からの繰り入れによる収入、有利子負債に依存し、かつ残高が増加しているという傾向をあらわしたものでございます。先ほども議員がご指摘のように、下水道施設につきましては本当に膨大な資金が必要とし、それを企業会計で運営していくという完全独立採算の企業会計で運営していくというのはほぼ不可能な状態でございます。確かに国庫補助金、一般会計からの繰り入れ、それによって運営させるのが当分の間は続くと思っております。

ただし、やはり水道事業というのは100%完了、下水道事業はまだ道半ば、まだ54%ほどですか、普及率が54%ほどで、接続率も64ぐらい、まだ道半ばという状況でございます。いろいろ財務諸表を判断しながら、職員にも企業活動というものはそういうものだという教育も研修にも行かせて、少しでも企業会計が円滑に運営できるように努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

言いにくい答弁だったと思うんですけども、決算がこうだからこう、いいんですよ、別に。いいとかじゃなくて、いかにやはり国庫補助金ももらいながら、どれだけまだ今後、今54%なんですけれども、それをどこまで進めて、もらいながら進めて接続率をどう上げていくかということがこれから肝心になるのかなと思っております。

そういうもとで一般会計からも入れながら、国庫補助も入れて、決算なんですけれども、

そうだったら何で特別会計じゃだめだったのということになっちゃいますけれども、そういうことで当面まだまだ下水道工事事業を進めていくんですよね。ということで、無理のない、無理のないというか、この企業会計の決算自体がやっぱり僕も当初から反対していますけれども、もういきなりこんな企業会計は無理だと思っていますので、この辺もうちょっと経営努力のほうお願いいたしまして、質問終わります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

この下水道事業ね、本当にお金のいる事業だし、独立採算でやり得る事業でもない、大変に自治体の負担が大きい事業で、それ継続しているわけですけども、これを監査委員からも経営の中身についてのご意見等も出されていますけれども、実際に単年度で入ったお金、出たお金、これでまあいいようなご意見ですけども、背景を考えれば、本当に莫大な負担をしているというような特殊な事業なんです。

これはこれで今現在進めておりますので、そういうことかと思うんですが、ちょっと具体的に43ページをちょっとお願いしたいんですが、この43ページに平成30年度末の普及率というものが、今も話題に、お話しに上がりましたがけれども、普及率54%となっていて、配水区域内人口が2万320人というふうになっておりますよね。これは、30年度末というところの区切りなんですけども、もう既に本管だけを入れているのか、どこまでが区切りなのかというのがちょっとよくわからないので、例えば富吉なんかですと、今、本管は入っていますが、あとは町のほうの面整備というのは2年、3年度になっておりますので、これどこまでがちょっと区切りなのかというのがちょっとよくわからないので、まずそれを一つお願いしたいということと、それから、本当にこれは単純に数字を見てだけ疑問に思うことなんですけども、普及率が54%であるということなんですけども、そうしますと水道、単純に考えますと水道の半分というような感じなんですよね。水道料金の半分というような、単純に見ますと単純なんですよ。

そこで、その水道料金と、それから下水道料金というものを比較してみますと、水道料金のほうは6億4,300万円ぐらい入っているんですけども、下水道料金というのが1億6,600万円というような感じになっておりますので、単純に考えるとどうしてこれ少ないんだろうというふうに思うものですから、その辺はどういうふうに理解をしたらいいかわからないので、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

まず最初の中村議員の質問に答えたいと思います。

一応、今年度末、前年度末で277ヘクタールになってきております。これは県の事業認可を得て実行する事業でございます。令和元年から令和4年度までの一応事業認可を今回受けております。それによりますと、これから4年間で60ヘクタールを予定しております。通算

になりますと350ヘクタールまで下水道の供用面積広げるというのが一つの目標になっております。

なお、国に示しましたアクションプランが、令和8年までの事業計画になっておりまして、そちらのほうは461ヘクタールまで増大するということです。この時期までは国土交通省さんのほうから補助金がいただけるという見込みで事業は何とか遂行していきたいなというふうに考えています。

その次なんです、先ほどの普及率というのは、これはあくまでも面の、面整備をしたよという意味なんです。ですので、面を整備しても、まだ浄化槽で加入しないという方がいっぱいみえます。ですので、水道料金と一緒に加入しているわけじゃないものですから、水道料金と比較すると、かなり下水道料金というのは低目の金額になり、一致しないということになります。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ちょっともう少しわかりやすくお願いしたいんですけれども、そうするとこの54.0%の中に、今ヘクタールでいろいろお答えになったんですけれども、の中には富吉地区というのは含まれているのか、含まれていないのか、わかりやすくまず一つお願いします。

それから、今のご説明ですと、じゃ実際には整備しましたので、ここに書いてあります区域内人口と、それから普及率書いてありますので、そこは本来でしたら全部接続してもらって何か六十何%ですと、大げさに言えば倍近い、倍とは言わないね、5割近くはそれによって収入が得られていないと、現在。本来だったらそこも整備しましたので、みんな接続してもらって下水道料金を払ってもらわなきゃいけないんですけども、この差額、金額の差額はそれだけ払ってもらえていないと、接続してもらっていないという現実があるということになるんですか。

この2つをお願いします。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

富吉地区ですよ。昨年度管渠工事をやりまして、4月から供用がスタートした富吉地区については、今順次加入をしていただいている段階でございます。

(「54%に入っているんですか」の声あり)

入っていないです。

(「1億6,000万円と水道料金と下水道料金の差額の原因ですけれども」の声あり)

水道料金、申しわけないんですけれども、下水道に加入される方は大体おおむね1年目から3年目ぐらいの方が主でございます。下水道が供用されても、下水道に実際つなぐのに大体1年から3年ぐらいかかってやられる方が多いんです。ですので、なかなか水道料金のほうのようにぐっと料金の加入率が上がるわけではないということでございます。

以上です。

○9番 中村英子君

それぞれの家庭の経済的なこともいろいろあるかと、背景にはそれぞれのこともあるかと思えますけれども、合併浄化槽だでもいいというのもいるかもしれないしね、いろんなご理解が得られないというようなことですよ。本来でしたら、その年か少なくとも翌年度ぐらいまでにはやっていただけというふうになると思うんですけども、ちょっと差額が多過ぎますよね。差額がそれにしても。ちょっとそれにしても本来そこで整備した分から上がってくる下水道料金との差額が少し大きくないかなと、そのことは問題なので、これについては住民の方のご理解を早く得て、早くちゃんと収入になるようなことを考えないと、本当に一般会計からも国からも何億も出ているわけですから、ここは一つ大きな課題になるんじゃないかなというふうに思います。

難しいかもしれませんが、ちょっとこれクリアしていかないと、不平等といいますか、それこそじゃ私は合併浄化槽がもつ限り、そこに入らないでもいいわなんてことを言い出したら、非常にこれも不平等ということになるんじゃないかなと思うので、どういったらいいかわかりませんが、ちょっとご努力をということしかないかもしれません。

それから、じゃ最後の質問ですけども、今、次長のほうから話ありましたように、28年度ぐらいに460ヘクタールということで、ほぼこれが全域、当時の下水道の全域に含まれてくるかなと思うんですけども、そうすると整備をしている間には一般会計から4億5,000万円とか5億円とかどんどん出ておりますので、そうすると今後もこれは平成8年度ぐらいまでには一般会計から4億円とか5億円としても、それをかけたお金は一般会計から持ち出していかなきゃいけないよというような理解になると思うんですけども、それはそれでいいのかということと。

それから、起債ですけども、現在、現時点で30年度末の起債が45億円、下水に関してです、45億円ということで上がっておりまして、基金が9億円というような形で上がっておりますよね。45億円ということは、これも単純に考えますと半分やって45億円の起債でやると、単純に考えると、じゃこれ全部終わった時点では90億円ぐらいの負債というような、目安になるのかということなんですけれども、今から10年は後ではないですけども、28年ということはないんですけども、そうするともう下水道の起債そのものは90億円から100億円が見込まれると、そういうふうに思っておいていい数字なのかどうか。もう概算ですよ、これは大ざっぱな話ですけども、そんなことのご理解でいいのかということをお伺いしたいと思います。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

これからもかなりの金額を企業債に依存していくということですね。この企業債については5年据え置きで40年かけて返却するというものでございます。ですので、かなりの金額を

償還していくという形になっていくと思いますし、そのために企業会計ならではの減債、これはまだ企業債を借りているという段階ですので、減債剰余金というのは設けることができませんが、その都度、長い目で企業努力を行いながら、一般会計からの持ち出しを少しでも少なくするように努力をしていきたいと思っておりますので、議員各位には何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(発言する声あり)

一応、事業費としましては、169億9,317万8,000円と見込んでおります。

以上です。

起債、そのうちちょっと起債については額についてはごめんなさい把握しておりませんので、よろしくお願い致します。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で認定第8号「平成30年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長 安藤洋一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後2時21分)